

# 2024 年度(令和 6 年度) 自己点検・評価報告書

近畿大学短期大学部 自己点検評価・FD 委員会

# 目 次

1. はじめに.....	3
2. 自己点検・評価の基礎資料・組織と活動.....	4
2-1 学校法人及び短期大学の沿革 .....	4
2-2 学校法人の概要（2025年5月1日現在）.....	6
2-3 学校法人・短期大学の組織図.....	7
2-4 立地地域の人口動態・地域社会のニーズ.....	9
2-5 自己点検・評価の組織と活動.....	12
3. 建学の精神と教育の効果 .....	15
3-1 建学の精神 .....	15
3-2 教育の効果.....	18
3-3 社会貢献 .....	28
3-4 内部質保証.....	30
3-5 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画.....	34
4. 教育課程と学生支援.....	35
4-1 教育課程.....	35
4-2 学習成果 .....	42
4-3 入学者選抜.....	48
4-4 学生支援 .....	51
4-5 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画 .....	57
5. 教育資源.....	58
5-1 人的資源.....	58
5-2 物的資源 .....	68
5-3 技術的資源をはじめとするその他の教育資源.....	73
5-4 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画 .....	76
6. 前年度報告書に対する指摘と対応.....	77

## 1. はじめに

近畿大学短期大学部は、2019 年度に一般財団法人短期大学基準協会(以下、短期大学基準協会)による第三者評価の審査を受け、「適格」と認定された。近畿大学短期大学部自己点検評価・FD 委員会では、評価結果を整理し、改善すべき課題の抽出と、課題改善に向けた準備に取り組んでいる。2023 年度の自己点検・評価報告書については大学内部・外部からの意見を受ける形とし、従来に比べて客観性と透明性を高めた。

本報告書では、まず自己点検・評価の基礎資料・組織と活動を整理した上で、建学の精神と教育の効果、教育課程と学生支援、教育資源について点検・評価を行った。また、前年度報告書に対する学内外からの指摘をまとめ、現時点での対応状況について整理した項を設けた。

### ※「学習」と「学修」の使い分けについて

本報告書では、近畿大学における「自己点検・評価にあたっての用語の使い分けについて」に準拠する。すなわち、文科省の方針に倣いつつ、外部評価機関による大学評価に対応した活動であることを考慮し、以下の用法を取る。

- 1) 大学基準協会が定めた基準や評価項目に関わる記述では「学習」の用語を使用する
- 2) 組織名称などの固有名詞、規程・活動の呼称・その他印刷物などで既に使われている用語は、変更することなく、そのままを使用する
- 3) 「修める」という意味を含み、「大学での学び」を意識した記述の場合は「学修」を使う
- 4) 小学校・中学校・高等学校や、大学に限定しない学びを指す場合は「学習」を使う
- 5) 「修める」という意味を含まない、または、そぐわない場合(意味の重複を含む)は「学習」を使う

## 2. 自己点検・評価の基礎資料・組織と活動

### 2-1 学校法人及び短期大学の沿革

<学校法人の沿革>

大正 14 年(1925)	大阪専門学校設立
昭和 18 年(1943)	大阪理工科大学設立
昭和 23 年(1948)	臨海研究所(現・水産研究所)(和歌山県白浜町)開設
昭和 24 年(1949)	大阪理工科大学、大阪専門学校を合併し、近畿大学設立 理工学部、商学部設置
昭和 25 年(1950)	法学部、短期大学部設置
昭和 26 年(1951)	財団法人近畿大学を学校法人近畿大学に名称変更
昭和 27 年(1952)	大学院商学研究科、化学研究科修士課程設置 湯浅農場(和歌山県湯浅町)開設
昭和 29 年(1954)	薬学部設置
昭和 32 年(1957)	通信教育部(短期大学部)設置、生石農場開設
昭和 33 年(1958)	農学部設置
昭和 34 年(1959)	工学部設置
昭和 35 年(1960)	通信教育部(法学部)設置、原子力研究所開設
昭和 41 年(1966)	産業理工学部設置
昭和 45 年(1970)	大学院工学研究科、法学研究科修士課程、商学研究科博士課程 設置
昭和 46 年(1971)	分子工学研究所開設
昭和 47 年(1972)	大学院工学研究科、法学研究科、化学研究科博士課程設置
昭和 49 年(1974)	医学部設置 ライフサイエンス研究所開設
昭和 50 年(1975)	医学部附属病院開院、東洋医学研究所開設
昭和 55 年(1980)	大学院医学研究科博士課程、薬学研究科修士課程設置
昭和 59 年(1984)	理工学総合研究所開設
昭和 60 年(1985)	大学院農学研究科修士課程、薬学研究科博士課程設置
昭和 61 年(1986)	産業・法律情報研究所開設、人権問題研究所開設
昭和 62 年(1987)	民俗学研究所開設
平成元年(1989)	文芸学部、大学院経済学研究科修士課程、農学研究科博士課程設置
平成 2 年(1990)	薬学総合研究所開設
平成 3 年(1991)	大学院経済学研究科博士課程設置
平成 4 年(1992)	大学院産業技術研究科修士課程設置
平成 5 年(1993)	生物理工学部設置 先端技術総合研究所開設
平成 6 年(1994)	大学院文芸学研究科、システム工学研究科修士課程、産業技術研究 科博士課程設置
平成 7 年(1995)	工業技術研究所開設
平成 8 年(1996)	大学院システム工学研究科博士課程設置

平成 9 年(1997)	大学院生物理工学研究科修士課程設置
平成 10 年(1998)	資源再生研究所開設、腫瘍免疫等研究所開設
平成 11 年(1999)	大学院化学研究科と工学研究科を改組し総合理工学研究科設置 大学院生物理工学研究科博士課程設置 医学部堺病院、医学部奈良病院開院
平成 12 年(2000)	リエゾンセンター (KLC) 開設 情報処理教育棟 (KUDOS) 竣工
平成 13 年(2001)	分子工学研究所ヘンケル先端技術リサーチセンター開設
平成 14 年(2002)	国際人文科学研究所開設
平成 15 年(2003)	商経学部改組、経済学部設置、経営学部設置
平成 16 年(2004)	法科大学院、日本文化研究所開設
平成 18 年(2006)	英語村 E <sup>3</sup> [e-cube]開村
平成 19 年(2007)	世界経済研究所開設
平成 20 年(2008)	幼児教育研究所開設
平成 22 年(2010)	総合社会学部設置 次世代基盤技術研究所、経営イノベーション研究所開設
平成 23 年(2011)	建築学部設置
平成 25 年(2013)	大学院産業技術研究科改組、産業理工学研究科修士課程設置
平成 26 年(2014)	大学院文芸学研究科改組、総合文化研究科修士課程設置 心理臨床・教育相談センター開設
平成 27 年(2015)	大学院産業理工学研究科博士課程設置
平成 28 年(2016)	国際学部設置 大学の英語名称を「KINDAI UNIVERSITY」に変更
平成 29 年(2017)	ACADEMIC THEATER (アカデミックシアター) 竣工
平成 30 年(2018)	アグリ技術革新研究所開設
令和 2 年(2020)	情報学研究所開設
令和 4 年(2022)	情報学部設置
令和 5 年(2023)	実学社会起業イノベーション学位プログラム (修士課程) 設置

<短期大学の沿革>

昭和 24 年(1949)	大阪理工科大学、大阪専門学校を合併して近畿大学設立
昭和 25 年(1950)	短期大学部創設 大阪府下唯一の商経科 (二部) 発足 (入学定員 160 名)
昭和 32 年(1957)	教職課程開設
昭和 43 年(1968)	『近畿大学短期大学論集』発刊
昭和 45 年(1970)	司書課程開設
昭和 57 年(1982)	昭和 58 年度入試から社会人特別推薦制度を実施
平成元年(1989)	社会人特別推薦制度を社会人特別入学試験制度に改める
平成 3 年(1991)	秘書 (ビジネス) コース、情報管理コース設置
平成 12 年(2000)	起業家コース設置、入学定員を 80 名に変更
平成 28 年(2016)	英語コミュニケーションコース新設
平成 31 年(2019)	公開講座開始

## 2-2 学校法人の概要（2025年5月1日現在）

### 大学学部

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
東大阪キャンパス	大阪府東大阪市小若江3-4-1	5,965	24,160	26,189
奈良キャンパス	奈良県奈良市中町3327-204	680	2,720	2,919
大阪狭山キャンパス	大阪府大阪狭山市大野東377-2	108	663	693
和歌山キャンパス	和歌山県紀の川市西三谷930	485	1,940	1,993
広島キャンパス	広島県東広島市高屋うめの辺1番	545	2,180	2,309
福岡キャンパス	福岡県飯塚市柏の森11-6	420	1,680	1,772

### 短期大学

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
短期大学部	大阪府東大阪市小若江3-4-1	80	160	177
九州短期大学	福岡県飯塚市菰田東1-5-30	120	240	163

### 通信教育部

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
法学部	大阪府東大阪市小若江3-4-1	2,000	8,000	1,811
建築学部	大阪府東大阪市小若江3-4-1	600	1,400	1,081
短期大学部	大阪府東大阪市小若江3-4-1	2,000	4,000	1,745
九州短期大学部	福岡県飯塚市菰田東1-5-30	1,200	2,100	2,313

### 高等専門学校

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
工業高等専門学校	三重県名張市春日丘7番町1番地	160	800	792

### 高等学校

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
附属高等学校	大阪府東大阪市若江西新町5-3-1	960	2,880	2,680
附属新宮高等学校	和歌山県新宮市新宮4966	160	480	360
附属豊岡高等学校	兵庫県豊岡市戸牧100	240	720	511
附属福岡高等学校	福岡県飯塚市柏の森11-6	380	1,100	1,007
附属広島高等学校福山校	広島県福山市佐波町389	240	720	729
附属和歌山高等学校	和歌山県和歌山市善明寺516	350	1,050	1,079
附属広島高等学校東広島校	広島県東広島市高屋うめの辺2番	220	660	716

### 中学校

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
附属中学校	大阪府東大阪市若江西新町5-3-1	280	840	848
附属和歌山中学校	和歌山県和歌山市善明寺516	175	525	544
附属新宮中学校	和歌山県新宮市新宮4966	70	210	113
附属広島中学校福山校	広島県福山市佐波町389	160	480	406
附属豊岡中学校	兵庫県豊岡市戸牧100	80	240	215
附属広島中学校東広島校	広島県東広島市高屋うめの辺2番	140	420	396

### 小学校

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
附属小学校	奈良県奈良市あやめ池北1-33-3	120	720	648

### 幼稚園

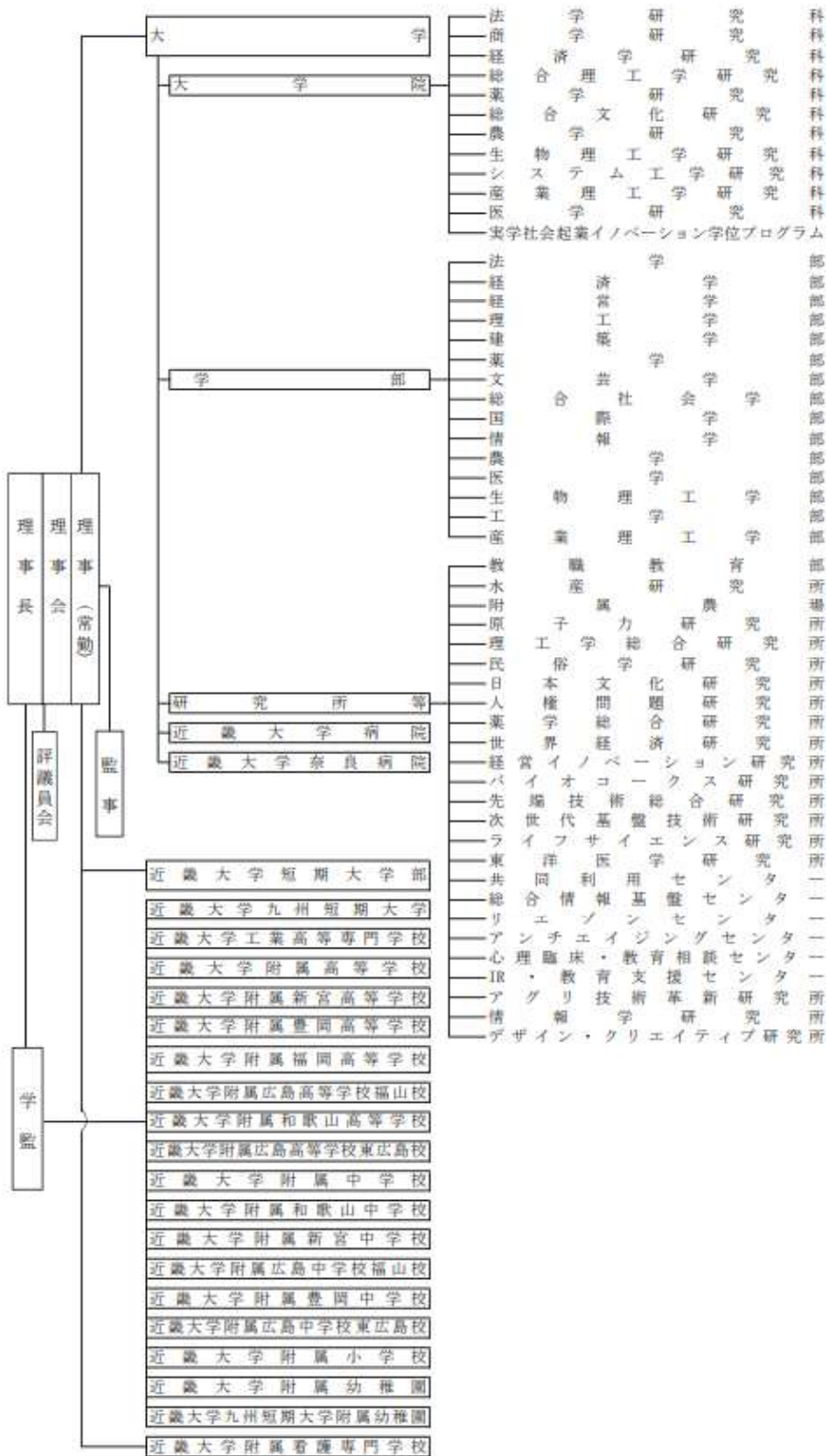
教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
附属幼稚園	奈良県奈良市あやめ池北1-33-3	—	180	108
九州短期大学附属幼稚園	福岡県飯塚市菰田東1-5-30	—	220	119

### 専修学校

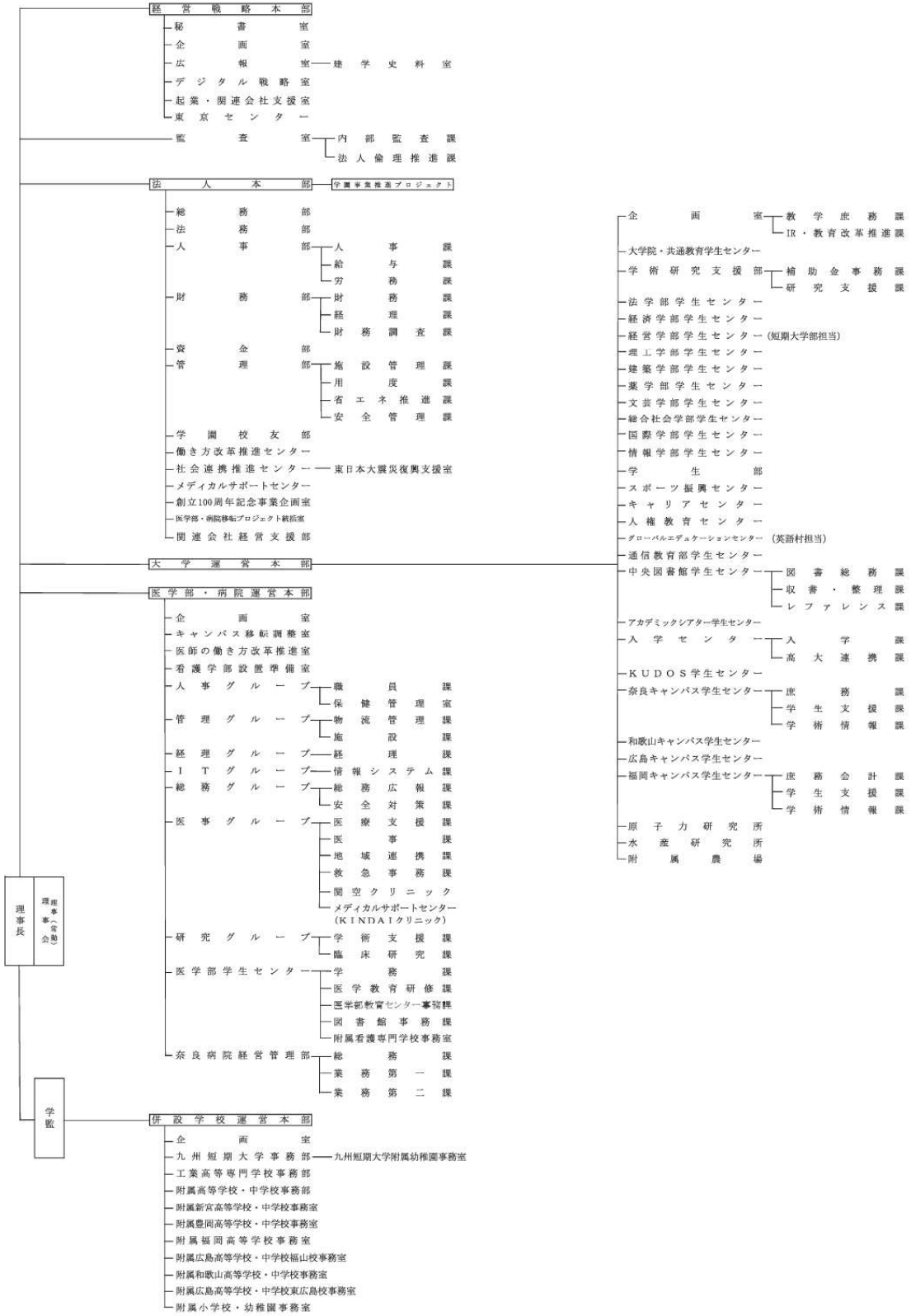
教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
附属看護専門学校	大阪府大阪狭山市大野東377-2	80	240	247

## 2-3 学校法人・短期大学の組織図

・学校法人の組織図(2025年5月1日現在)



・学校法人の事務組織図



## 2-4 立地地域の人口動態・地域社会のニーズ

### ① 立地地域の人口動態(短期大学の立地する周辺地域の趨勢)

本短期大学の所在する東大阪市は、大阪府の中央東部に位置しており、府内の地域区分では中河内地域（東大阪市、八尾市、柏原市）に属している。西側は関西の中心都市である大阪市、北側は大東市、南側は八尾市、東側は奈良県生駒市にそれぞれ隣接している。市の人口は47万8,539人である（2024年1月1日時点、総務省『住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数』）。大阪府下では、大阪市および堺市の両政令指定都市に次いで第3位の人口を擁しており、中核市に指定されている。

東大阪市の人口は、1960～70年代の高度経済成長期には大阪市のベッドタウンとして発展し増加が続いていた。しかし1975年に52万人を記録した後は緩やかな減少が続いている。

また2020年国勢調査によると、東大阪市の年少人口（14歳以下人口）は52,531人で、総人口に占める割合は10.6%であった。この割合は、全国の同11.9%、大阪府の同11.7%に比べるとやや低くなっている。

### ② 学生の入学動向:学生の出身地別人数及び割合(下表)

地域	2021年度		2022年度		2023年度		2024年度		2025年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
北海道	2	2.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	2.4
東北	0	0.0	1	1.1	0	0.0	1	1.0	0	0.0
関東	2	2.2	2	2.1	1	1.2	4	4.1	0	0.0
北陸・信越	4	4.3	3	3.2	0	0.0	3	3.1	4	4.9
東海	4	4.3	2	2.1	3	3.5	1	1.0	2	2.4
近畿	64	69.6	71	74.7	62	72.9	73	75.3	64	78.0
中国	5	5.4	6	6.3	5	5.9	7	7.2	3	3.7
四国	3	3.3	2	2.1	4	4.7	1	1.0	1	1.2
九州	5	5.4	6	6.3	8	9.4	5	5.2	5	6.1
高認その他	3	3.3	2	2.1	2	2.4	2	2.1	1	1.2

### ③ 地域社会のニーズ

地域社会のニーズとして、産業振興や地域活性化、教育の充実、そして社会課題の解決が挙げられる。こうしたニーズに応えるため、近畿大学ならびに本短期大学の有する知的資源や人的ネットワークを活かし、東大阪市をはじめとする地域の持続的発展に貢献することが求められている。

産業振興の面では、中小企業が集積する東大阪市において、近畿大学ならびに本短期大学部の研究成果を活用した産学連携や技術支援が期待されている。さらに、新たなビジネスの創出に向けた起業支援やスタートアップ支援も求められており、近畿大学においても学生による起業活動の促進に取り組んでいる。地域活性化の観点では、地域住民や企業と大学との結びつきを深め、地域のにぎわいを創出することもニーズの一つである。大学と地域が一体となった交流の場の提供や、文化・スポーツイベントを通じて、地域コミュニティの中心的な役割を果たすことが求められている。

また、研究成果の地域への還元を通じた教育の充実と社会課題の解決も大きなニーズとなっている。地元高校生の進学支援や、社会人向けのリカレント教育・生涯学習の機会を提供し、地域住民が継続的に学び続けられる環境を整えることも必要である。また、人口減少や高齢化、地域活力の低下、環境問題、防災といった多様な社会課題に対し、大学の知見を活かした解決策を提供することも期待されている。

#### ④ 地域社会の産業の状況

東大阪市は「モノづくりのまち」として全国的に知られ、中小企業を中心とした製造業が発展している。特に金属加工、機械製造、電気・電子部品、ゴム製品などの分野が盛んで、高い技術力を持つ企業が多い。八尾市や大東市など周辺地域とともに、大手メーカーの下請けだけでなく、自社製品の開発や新技術の研究に取り組む企業も増えている。また、地場産業の競争力強化のため、産学官連携を活かした技術革新や人材育成の取り組みも進められている。

都市機能の面では、市内を東西に横断する近畿自動車道や阪神高速が整備され、大阪市内や関西圏へのアクセスが良好である。鉄道も充実しており、近鉄奈良線や大阪メトロ中央線を利用することで、大阪市中心部や奈良方面へスムーズに移動できる。さらに、2029年には大阪モノレールの延伸が予定され、交通の利便性が一層向上する見込みである。市内には、全国高校ラグビー大会の会場である花園ラグビー場をはじめ、東大阪アリーナなどのスポーツ施設が整備されている。

## ⑤ 短期大学所在の市区町村の全体図



## ⑥ 公的資金の適正管理の状況

近畿大学は、平成 19 年 2 月 15 日 文部科学大臣決定による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき、公的研究費(近畿大学における競争的資金等の取扱いに関する規程第 3 条に定義する競争的資金等)の不正使用を防止するため「不正防止計画」を策定し、同計画を効果的及び計画的に実施することにより、適正かつ効率的な運営及び体制に努めている。また、この「不正防止計画」に基づき、不正が発生しうる要因を考え、研究費不正使用防止実施計画を平成 23 年度に策定した。

公的研究費を執行する研究者には、「確認書(誓約書)」を提出させ公金を使用する責任の重大さを自覚させている。また、近畿大学の規程・取扱いルールおよび委託先の事務処理要領等を遵守させ、公的研究費の適正な執行に努めている。

組織(機関)としては、①関係諸規程の見直し、②モニタリングおよびアンケート調査の実施、③教職員への研修会・説明会等の実施、④研究費執行ガイドブックの作成、⑤適正な執行管理

活動、⑥外部研修会等への参加、⑦ホームページ等による学内外への公表、⑧内部監査の強化、⑨eラーニングによる研究倫理教育を実施し、公的研究費の不正使用防止に努めている。不正防止計画を全学的に推進する組織は、コンプライアンス委員会が担い、各部署における実施責任者である学部長・所長等と調整及び連携のうえ、全学的業務を掌握し、必要に応じて見直すことにより、これらを常に適切なものに保っている。

## 2-5 自己点検・評価の組織と活動

### ① 自己点検・評価委員会(担当者、構成員)

本短期大学部では、自己点検・評価を行うための組織の設置を「短期大学部自己点検・評価委員会規程」第1条に規定している。ここでは、短期大学設置基準第20条に基づき、教育研究水準向上と短期大学部の社会的使命達成のため、本学部における教育研究活動の状況と、それを支える環境条件の自己点検および評価を行うとし、その活動の推進のため自己点検・評価委員会を置くとしている。なお、自己点検評価委員会は、FD委員会も兼ねている。

2024年度の構成員は、以下のとおりである（2024年10月時点）。

- 委員長 入江 啓彰（教授、ALO）
- 委員 井田 泰人（教授、教務委員会委員長）
- 委員 鈴木 善充（教授、図書委員会委員長・論集委員会委員長）
- 委員 頭師 暢秀（教授、編入学委員会委員長、研究倫理審査委員会委員長）
- 委員 柳 偉達（准教授）
- 委員 武知 薫子（准教授）
- 委員 森村 哲也（経営学部学生センター短期大学部担当、主任）
- 委員 寺田 裕子（経営学部学生センター短期大学部担当）
- 委員 畚野由佳理（経営学部学生センター短期大学部担当）

### ② 活動記録(自己点検・評価活動を中心に)

開催日	事項	内容・備考
2024年4月4日	Slack 審議	自己点検評価・FD委員会委員長より委員会業務について説明。
4月17日	Slack 審議	自己点検評価・FD委員会委員長より2023年度自己点検評価報告書暫定稿の提出があり、委員に内容の確認を依頼。
4月30日	2023年度自己点検評価報告書の完成	自己点検評価・FD委員会委員長より大学院・共通教育学生センターに提出。

5月14日	第2回教授会・第2回全体会議	自己点検評価・FD 委員会委員長より報告。 2023年度自己点検評価報告書完成と今後のスケジュールについて説明。
7月9日	第4回教授会・第4回全体会議	経営学部学生センター(短期大学部担当)より 認証評価のスケジュールおよび通信教育部との 摺り合わせについて報告。
8月26日	短期大学認証評価 ALO 対象説明会(大学・短期 大学基準協会主催)	委員長がオンライン説明会を視聴。
8月27日	2023年度自己点検評価 報告書外部評価の結果 受け取り	経営学部学生センター(短期大学部担当)より Slack により報告。
9月2日	第1回自己点検評価・FD 委員会	自己点検評価・FD 委員会委員長より 2023年 度自己点検・評価報告書外部評価における指摘 事項への対応・改善策の検討の依頼。
9月9日	2023年度自己点検評価 報告書をホームページ に掲載	
11月7日	Slack 審議	自己点検評価・FD 委員会委員長より提案があ り、各種委員会活動報告書の作成についての審 議および原稿作成の依頼
12月19日	Slack 審議	自己点検評価・FD 委員会委員長より各種委員 会活動報告書暫定稿の提出があり、委員に内容 の確認を依頼
2025年1月14日	第11回教授会・第10回 全体会議	自己点検評価・FD 委員会委員長より委員会活 動点検報告書の結果の概要について説明。
1月28日	Slack 審議	自己点検評価・FD 委員会委員長より委員に対 して履修系統図を用いたカリキュラムの検証 の依頼。
2月17日	自己点検評価・FD 委員 会・教務委員会合同委員 会	審議の結果、履修系統図、カリキュラム、3つ のポリシーの課題を抽出し、次年度以降にそれ ぞれ改定作業に着手することとなった。
4月1日	2025年度第1回自己点 検評価・FD 委員会	自己点検評価・FD 委員会委員長より 2024年 度自己点検評価報告書の作成スケジュールに ついて説明。
4月17日	Slack 報告	自己点検評価・FD 委員会委員長よりアセスメ ント・プランの作成依頼があったことの報告。
4月21日	Slack 報告	自己点検評価・FD 委員会委員長より各教員の 成績評価に関する分析結果の報告。
6月3日	Slack 報告	自己点検評価・FD 委員会委員長より 3つのポ リシーおよび現行カリキュラムについて問題 提起。
6月9日	Slack 報告	自己点検評価・FD 委員会委員長より 2024年 度卒業生アンケートの結果集計の報告。

6月23日	Slack 審議	自己点検評価・FD 委員会委員長より 2025 年度前期授業評価アンケートでディプロマ・ポリシー（学修成果）の達成度について独自設問を追加することについて提案があり、承認。
7月3日	Slack 審議	自己点検評価・FD 委員会委員長より 2024 年度自己点検評価報告書暫定稿の提出があり、委員に内容の確認を依頼。
8月4日	Slack 審議	自己点検評価・FD 委員会委員長より 2024 年度自己点検評価報告書の完成と教授会への提出について報告。

### 3. 建学の精神と教育の効果

#### 3-1 建学の精神

##### ① 基準:建学の精神を確立している

###### [点検・評価の観点]

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

###### <現状>

近畿大学は、未来志向の「実学教育と人格の陶冶」を建学の精神とし、あわせて「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人の育成」を教育の目的として掲げている。この「建学の精神」と「教育の目的」は、知識基盤社会へ転換しようとするこれからの日本社会において、いっそう必要とされる理念である。ここでいう真の「実学」とは、必ずしも直接的な有用性を志向するだけではなく、その事柄の意味を学び取ることを含んでいる。現実に立脚しつつも、歴史的展望をもち、地に足をつけて、しなやかな批判精神やチャレンジ精神を発揮できる、創造性豊かな人格の陶冶を志向するものである。また総合大学として各学部の特徴を生かしながら、共に手を携えて「実学教育」と「人格の陶冶」の融合を目指すとしており、本短期大学部もその一端を担っている。

本短期大学部においても、近畿大学の一学部としてこの建学の精神を継承し、教育理念・理想の出発点として明確に位置付けている。すなわち「実学教育」と「人格の陶冶」を建学の精神とし、これを踏まえた教育理念・目的のもと、実社会での実践力と豊かな人間性を備えた人材の育成を重視している。これらの建学の精神および教育理念・目的は、「近畿大学短期大学部学則」（以下では「学則」と記す）第1条で「本大学は、教育基本法の本旨に則り、商学及び経済学に関する専門の学芸を研究教授するとともに、高い教養を与え、国家及び社会の発展に貢献する人材を育成することを目的とする。」とし、明確に示している。また学則別記(2)「近畿大学短期大学部の教育・研究の目的について」では、建学の精神と教育の目的、短期大学部の教育研究の理念と目的、育成する人材像、短期大学部の学修・教育目標について、より具体的に明示している。以上のことから、建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示してい

るといえる。

建学の精神の公共性については、学則第1条に示されている通り、教育基本法に則っており、公共性を有している。教育基本法第一条に掲げられている「人格の完成を目指す」という目的は、本短期大学の建学の精神である「人格の陶冶」と深く結びついている。また「国家及び社会の形成者として必要な資質」は、「実学教育」によって実現が図られている。さらに同法第二条に定められた教育の目標と教育理念も密接に関連している。加えて、私立学校法において示されている「公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ること」という目的にも本短期大学の建学の精神は対応している。これらの点から、本短期大学の建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有しているといえる。

建学の精神は、学内に向けては前述の通り学則別記(2)に明示するとともに、講義、ガイダンスおよび冊子などの媒体を通じて在学生及び教職員に対して周知している。また学外、一般社会に対しては短期大学部ホームページにて公表している。このように本短期大学の建学の精神は、紙媒体やホームページ等を通じて学内外に明確に表明し、広く周知している。

建学の精神の学内における共有について、学生に対しては講義、ガイダンスおよび冊子などの媒体を通じて適宜説明を行っている。特に新生に対しては、2024年度から新規に開設した初年次配当科目で必修科目である「近大ゼミ」において建学の精神とともに創設者世耕弘一ならびに近畿大学の足跡を学ぶ機会を積極的に提供している。教職員については、専任教員・非常勤講師ともに年度開始時に配布される「教務案内」の冒頭で建学の精神および教育の目的が示されている。また新任教員に対して、2013年度から春期と秋期の年2回、研修会を大学全体で開催しており、このうち春期研修会では新任教員向け自校学習を実施している。短期大学部の新任教員も研修会に参加し、建学の精神についての説明を受けている。このように、本短期大学の建学の精神は学内において共有できているといえる。

本短期大学部では定期的に自己点検・評価を実施し、その結果を自己点検・評価報告書としてまとめている。自己点検・評価は、建学の精神のもと教育・研究活動が行われ、教育目的を達成できているかどうかの点検がその趣旨である。例えば『2023年度自己点検・評価報告書』では、実学教育と人格の陶冶を建学の精神とする近畿大学の教育理念に基づき策定された3つのポリシーが機能しているかという観点から作成されている。自己点検・評価報告書は作成に携わった教職員だけでなく、全教職員が報告書を通読しており、建学の精神を確認する機会となっている。また学生に対して建学の精神を教授する講義やガイダンスは、当然のことながら、教員も建学の精神に触れ、確認する機会となる。このため、教職員は建学の精神を定期的に確

認する機会が設けられている。

### <3-1「建学の精神」における課題>

近畿大学における建学の精神「実学教育と人格の陶冶」は、本短期大学部における建学の精神でもある。本短期大学部の教育理念・理想を明確に示しており、教育基本法に則り公共性を有している。また学内外に対する公表、共有は十分に行われている。したがって今のところ大きな課題はないと考えられる。

### <3-1「建学の精神」における特記事項>

近畿大学ならびに本短期大学部の建学の精神は、自校教育の一環として創設者の足跡とあわせて積極的に触れる機会を提供している。

新入生に対しては、早期に建学の精神および教育の目的・方針の理解を促し、自主的な学修姿勢の育成に力を入れている。入学式では、創設者のエピソードを取り入れた映像を用い、建学の精神と教育理念・方針を紹介するプログラムを実施している。新入生オリエンテーションでは、大学および学部の教育理念・目的について説明し、学修への意識を高めている。また前述したように、2024年度から新規に開設した初年次配当科目で必修科目である「近大ゼミ」において、『炎の人生：評伝・世耕弘一先生』（田島一郎著、近畿大学世耕弘一先生建学資料室）を学習教材（参考書）に指定しており、建学の精神とともに創設者世耕弘一ならびに近畿大学の足跡を学ぶ機会を積極的に提供している。

在学生に対しては、オリエンテーション時に『短期大学部履修要項』を使用しながら指導を行っており、その中で建学の精神についても再確認している。

2009年には建学史料室「不倒館」（創設者世耕弘一記念室）を設置し、建学の精神の基礎となる創設者・世耕弘一の教育理念や方針を学生が学べるよう環境を整備している。また近年は自校学習映像教材を作成、YouTubeにて限定公開し、創設者の建学の理念、近畿大学の歴史等を紹介している。

## 3-2 教育の効果

### ① 基準:教育目的・目標を確立している

#### [点検・評価の観点]

- (1) 学科又は専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科又は専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科又は専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
- (4) 学科又は専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

#### <現状>

本短期大学部では、近畿大学の建学の精神である「実学教育」と「人格の陶冶」を出発点とし、それに基づいて教育理念、教育目的、教育目標を体系的に定めている。まず、教育理念としては、学則別記(2)に「広い教養、良識と常識にチャレンジする精神をもち、そして実践的な学問、実学を旨とする」と明記されており、この理念が短期大学部における全教育活動の基盤となっている。これは建学の精神を教育上の価値観・思想として受け継ぐものであり、人格の形成と実学による社会貢献を目指す点において理念的整合性が確認できる。

この教育理念に基づき、教育目的としては、「時代を見据え、時代を生き抜き、次の時代を読み取ることのできる人材の育成」や「社会に受け入れられ、自力で生き抜くための素養を培うこと」などが掲げられている。これらは学則第1条における「国家及び社会の発展に貢献する人材の育成」という目的と一致しており、短期大学部としての育成方針を明確に示すものである。また教育目標については、学則別記(2)において、「全人教育と実学教育のもとに、未完の大器である学生の向学心を育み、来るべき次世代を担う志高い人格に導くことを目指す」と記されている。この点は「教育目標」としては明示されていないが、教育の方向性を示すもので、本短期大学部における教育目標と捉えることができる。具体的には経営学・経済学・商学などの専門分野において、理論・歴史・政策を体系的に学ぶ中で、変化の激しい社会に対応する柔軟な知性と実践力を備えた人材の育成を目指している。このように、短期大学部では建学の精神を起点とし、それを教育理念に展開し、理念に根ざした教育目的を定め、さらにその達成に向けた教育目標を具体化しており、各段階が段階的に接続・整合されている。したがって、本短期大学部の教育目的・教育目標は、建学の精神に基づいて一貫性をもって確立されていると評価できる。

また、前述した教育目的が謳われている学則は、近畿大学ホームページ上で公開されており、

学内外に明確に表明されている。

教育目的・目標の達成状況を把握するために、本短期大学部では卒業生を対象とした卒業アンケートを実施している。アンケートでは、ディプロマ・ポリシーの各項目に対応する自己評価項目を設定し、卒業時点での学修成果の達成状況を調査している。これらの結果は集計・分析を行い、教育の成果を確認する資料として活用している。ただし教育目的・目標の達成状況の把握は卒業生アンケートに限られており、多角的な視点からの評価には至っていない。今後は、在学学生を対象とする授業評価アンケート等にもディプロマ・ポリシーに対応した自己評価項目の導入を検討し、多角的な視点からの評価を行うことが課題である。

教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込えているかについては、コロナ禍を経て確認する機会が途絶えている。本短期大学部では、2018年度に卒業生の就職先や、編入学者の所属する演習担当教員に対してアンケートを実施し、教育目的・目標に基づいた人材養成が地域・社会の要請に込えているかを確認する取組を行っていた。しかし、コロナ禍以降はこうした外部評価の機会が途絶えており、近年における対応状況については把握できていないのが現状である。今後は、同様のアンケート調査の再実施を含め、地域・社会の要請への対応状況を定期的に確認する体制の整備が課題である。

## ② 基準:学習成果を定めている

### [点検・評価の観点]

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科又は専攻課程の学習成果を学科又は専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

### <現状>

本短期大学部では、学生が卒業時に身につけるべき学習成果として、「時代を生き抜くための知識と素養」および「21世紀を生き抜くための実学を基本とした専門知識」を明確に定めている。これらは学則別記(2)において学習成果として定義されており、社会の変化に主体的かつ柔軟に対応できる実践的能力と、幅広い教養・判断力・人間性の育成を目指すものである。

こうした学習成果の設定は、近畿大学の建学の精神である「実学教育」と「人格の陶冶」に基づいている。単なる知識の伝達にとどまらず、学ぶ意義を深く理解し、自ら課題を発見し行動できる力を備えた人材の育成をめざすという点において、学習成果の内容は建学の精神と明

確に対応している。

また学習成果は、短期大学の教育目的・教育目標とも明確に整合している。教育目的は、学則第1条において「商学および経済学に関する専門の学芸を研究教授するとともに、高い教養を与え、国家および社会の発展に貢献する人材を育成すること」と定められており、これは建学の精神を踏まえた教育目的を制度的に明示したものである。さらに、学則別記(2)では「時代を見据え、時代を生き抜き、次の時代を読み取ることのできる人材の育成」や、「全人教育と実学教育のもとに、向学心を育み、次世代を担う志高い人格に導くこと」などが教育目標として明示されている。これらの目的・目標に基づき、経営学・経済学・商学を中心とした専門教育において、理論・歴史・政策を多角的に学ぶ教育が実践されている。また、演習等を通じた対話的・協働的な学びの機会により、知識の定着のみならず、主体的な学びの姿勢や人格の形成を重視した教育が展開されている。これらの教育活動は、学生に求められる学習成果を実現するために体系的に設計されており、学習成果と教育目標との整合性が明確に保たれている。

本短期大学の学習成果は、学則別記(2)に明記されている。学則は近畿大学公式ホームページなどを通じて学外にも公開されており、受験生や保護者、社会人・企業等に対しても明確に表明されている。さらに、履修要項や学生向けガイダンス等においても周知されている。したがって学習成果は学内外に明確に表明しているといえる。

学習成果の適切性の点検については、学校教育法に基づく短期大学の目的に照らして、自己点検評価・FD委員会や教務委員会等において、定期的な点検と改善を行っている。特に2023年度には、自己点検評価報告書の中で三つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の妥当性について、建学の精神および教育目的・目標との整合性を踏まえた総合的な検討を行った。この過程で、カリキュラム体系と学習成果との関係や、ポリシーの文言・内容の明確化などの課題も共有され、改善に向けた取組が進められている。また学修成果の実質的な達成状況について把握するため、卒業生を対象とした卒業アンケートおよび在学学生を対象とした授業評価アンケートを定期的かつ継続的に実施している。それぞれの結果は全体会議において共有され、教育改善や方針見直しの基礎資料として活用されている。このように、本短期大学では、法制度上の短期大学の目的に照らした制度的点検と、学生からの実施的フィードバックの両面から、学習成果の妥当性を継続的に検証・改善する体制を整えており、学修成果を定期的に点検しているといえる。

③ 基準:卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(三つの方

針)を一体的に策定し、公表している

**[点検・評価の観点]**

- (1) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに、組織的議論を重ね、三つの方針を関連付けて一体的に策定し、学内外に表明している。
- (2) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を明確に示している。
  - ①卒業認定・学位授与の方針は、学習成果に対応し、卒業の要件、資格取得の要件を明確に示している。
  - ②卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
  - ③卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。
- (3) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に示している。
  - ①教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
  - ②教育課程編成・実施の方針を定期的に点検している。
- (4) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に示している。
  - ①入学者受入れの方針は、学習成果に対応している。
  - ②入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
  - ③入学者受入れの方針を、高等学校等関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

**<現状>**

本短期大学部では、近畿大学の建学の精神である「実学教育」と「人格の陶冶」、および「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人を育成することにある」という教育目的に基づき、ディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)、カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)、アドミッション・ポリシー(入学者受入れの方針)の三つの方針を策定している。

これら三つの方針は、2010年に原案が策定された後、教務委員会、自己点検評価委員会、広報入試対策委員会において定期的に検証・検討が行われ、各委員会で調整された案を教授会に提出、最終的に承認される手続きを経ている。策定および改定には、短期大学部の教職員全員の意見が反映されており、組織的な議論に基づいている。

### ディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)

短期大学部では、本学の「教育の目的」と「建学の精神」に基づいたカリキュラムを通して、ビジネスパーソンとして社会に求められ、貢献できる人材を育成します。そして、以下に示す水準に達した学生に対して、短期大学士(経営学)の学位を授与します。

- 1 ビジネス社会で必要となる汎用的能力(教養、知識、思考力、スキル)を修得している。
- 2 キャリアデザインが求められる社会的背景を理解するとともに、キャリアデザインに関する基本的な知識やスキルを修得している。
- 3 経営学・商学・経済学を中心に、その関連分野を含めた専門分野の基礎的知識、スキルを修得し、ビジネス社会において活用できる。
- 4 個人的及び社会的責任感をもち、文化や社会が多様であることに理解を深めるとともに、多様な人々と協働できる。

### カリキュラム・ポリシー(教育課程の編成方針)

短期大学部では、ディプロマ・ポリシーに示した水準に着実に到達できるよう、カリキュラムを編成しています。カリキュラムを共通教養科目、外国語科目、専門科目Ⅰ及び専門科目Ⅱの4つの科目分類に体系的に編成し、カリキュラムの体系と科目内容の段階を示すナンバリングとカリキュラム・ツリーを整備します。

また、シラバスにおいて各科目の到達目標、学修内容、成績評価の方法を明示します。

各科目分類の教育内容、教育方法は以下のとおりです。

#### <共通教養科目>

共通教養科目では、ディプロマ・ポリシーに掲げる汎用的能力とキャリアデザインを身につける上で必要となる学修スキルを修得します。また、それらの能力を身につける上で求められる社会・文化・自然に対する理解を深め、多角的な視点を身につけます。これらについてアクティブラーニングを取り入れた少人数教育により身につけます。

#### <外国語科目>

外国語科目では、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力・スキルを身につける上で必要となり、

また、文化や社会の多様性への理解と多様な人々との協働に必要となる基本的な英語力を修得します。習熟度に基づく少人数クラスでの学修と定期的実施される外部テスト等による進捗度の確認を通して、学修進度に即したコミュニケーション型の英語力を身につけます。また、英語以外の科目により多様な文化や考え方に触れ、視野を広げます。

#### <専門科目Ⅰ>

専門科目Ⅰでは、ディプロマ・ポリシーに掲げる経営学・商学・経済学を中心に、関連分野を含めた専門分野の基礎的知識を身につける上で必要となる知識やスキルを修得します。これらについてアクティブラーニングを取り入れた少人数教育により学修することで、ビジネスパーソンとして必要な知識と能力を修得することができます。

#### <専門科目Ⅱ>

専門科目Ⅱでは、ディプロマ・ポリシーに掲げる専門分野の知識・スキルを修得し、活用できる能力を身につける上で必要となる基礎理論の理解を深めるとともに、企業活動や経済社会情勢の理解に不可欠なスキルを修得します。これらについてアクティブラーニング、グループディスカッションを取り入れた少人数教育により学ぶことで、ビジネス社会への適応力を高めます。

### アドミッション・ポリシー(入学者受入れの方針)

短期大学部での学修に向けて、学位授与の方針を踏まえ、そのカリキュラムのもとで学修する意欲を持ち、学修に必要な以下のような基礎的な知識、能力を身につけていることが望まれます。このような学修意欲や知識・能力を有する人を適正に選抜するために、多様な選抜方法を実施します。

#### 国語

日本語の文章を読み、理解する能力・論理的思考に基づいて運用する能力

#### 外国語

英語を通して、聞く・話す・読む・書くというコミュニケーションに必要な基礎的な知識

#### 地理歴史・公民

社会の成り立ちや動きに関する知識

## 数学

データの処理・解釈に必要な数学的知識と計算能力

## 理科

自然現象に対する科学的な見方と探究心

## 情報

情報や情報技術を主体的に活用できる能力

## 特別活動

自主的行動力、協調的姿勢、コミュニケーション能力、奉仕の精神

なお、短期大学部に入学するまでに、求められる必要な基礎的知識を身につけるため、入学前教育を修了することを求めます。

なお、これら三つの方針は、社会的な要請、教育現場の変化に応じて見直しが行われてきた。策定時およびその後の改定時においては、教務委員会、自己点検評価・FD委員会、広報入試対策委員会等の関係委員会において組織的な議論を重ね、各委員会での調整を経て教授会に諮り、最終案が承認されるという一貫した手続きを経ており、策定および改定の過程には短期大学の教職員全体の意見が反映されている。また三つの方針は相互に関連付けられ一体的に策定されており、教育課程の構築と運用の根幹を成している。特に、履修要項ではディプロマ・ポリシーに示された学修成果とカリキュラム・ポリシーとの連動性がカリキュラム・ツリーにより示されており、体系的な相互関係が可視化されている。これらの方針は、『短期大学部履修要項』、『学部案内』、保護者向け広報誌『短大広場』、短期大学部ホームページなどを通じて学内外に公表している。加えて、新入生を対象としたオリエンテーションや初年次教育の近大ゼミなどを通じて、学生にも明確に説明しており、教育活動における実質的な周知が図られている。したがって本短期大学部では、組織的議論を重ね、三つの方針を関連付けて一体的に策定し、学内外に表明しているといえる。

以下、各方針を個別に詳しく見ていく。

ディプロマ・ポリシーは、本短期大学部では近畿大学の建学の精神および教育目的に基づき、明確に策定している。内容は前述のとおり、学位授与に必要とされる学修成果を体系的に示しており、教育課程および成績評価の根拠として運用している。履修要項、保護者向け広報誌『短大広場』、短期大学部ホームページ等において公表し、学生・保護者・社会に対して明示してい

る。入学時には新入生オリエンテーションおよび初年次教育の近大ゼミを通じて学生本人に対しても説明を行い、周知徹底を図っている。

内容としては、卒業時に必要な学修成果として「汎用的能力」「キャリアデザイン」「専門分野の知識・スキル」「責任感・多様性理解」の4分野を設定している。これらの学修成果は、カリキュラム・ポリシーに示された科目群（共通教養科目、外国語科目、専門科目）と対応しており、各科目で学修目標を設定し段階的に学修成果を修得できるよう編成している。その上で、2年以上在籍し、学則に定めている所定の学科目を履修し所定の単位を取得した者に卒業資格を与え、「短期大学士（経営学）」を授与している。加えて、短期大学の卒業要件を充足し、各コースに必要な単位を修得した者に対して、卒業時に「情報管理コース修了証」・「英語コミュニケーションコース修了証」及び秘書コースにおいては、全国大学実務教育協会から「秘書士認定証」が授与される。ディプロマ・ポリシーでは、ビジネス社会で必要となる汎用的能力、キャリア形成に関する知識・スキル、文化や社会の多様性理解と協働力を学修成果として定めており、社会的・国際的な通用性に繋がる方針を策定しているといえる。この方針に基づき卒業を認定され学位を授与された本短期大学の卒業生は、卒業後に社会的・国際的にみて幅広い分野で活躍していることから、ディプロマ・ポリシーに社会的・国際的に通用性があると判断できる。またディプロマ・ポリシーは、定期的に内容の検討・見直しを行っている。社会状況や教育現場の変化を踏まえ、教務委員会、自己点検評価委員会等の関係委員会において必要に応じて教授会で審議し、改定を行っている。近年では2021年度に改定を実施し、修得しておくべき学修成果を具体化して明示した。また2025年2月には教務委員会と自己点検評価・FD委員会の合同委員会を開催し、履修系統図を活用した教育課程の検証及び改善を主題として議論した。委員会では主に「履修系統図とシラバスの整合性」「履修系統図の運用方法」「ディプロマ・ポリシーの解釈・運用」に改善の必要があることを確認した。これら合同委員会での指摘を受けて、2025年度現在、3つのポリシーの一体的な改定および短期大学部独自のアセスメント・プランの作成の作業を進めているところである。

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに掲げた学修成果を達成するための教育課程編成・実施の方針として、明確に策定している。その内容は履修要項、保護者向け情報誌『短大広場』および短期大学部ホームページに記載している。また入学時の新入生オリエンテーションや初年次教育の近大ゼミにおいて、履修要項を用いてカリキュラム・ポリシーについて提示・説明を行い、周知を図っている。具体的な内容として、本短期大学の教育課程は、共通教養科目、外国語科目、専門科目Ⅰ、専門科目Ⅱの4つの科目群に分類されており、それ

それぞれがディプロマ・ポリシーの学修成果に対応している。共通教養科目では、汎用的能力およびキャリアデザイン力を修得するための学修スキルや社会・文化・自然への理解を養成している。外国語科目では、外国語運用能力を通じて多様性理解や協働力の基盤を形成している。専門科目Ⅰでは、経営学・商学・経済学を中心とした専門分野の基礎的知識とスキルを修得し、専門科目Ⅱでは、それらを活用し実社会に適用できる力を養成している。これらの科目群はカリキュラム・ツリーおよびナンバリングにより体系化され、ディプロマ・ポリシーで掲げている学修成果に対応するよう設計されている。また、カリキュラム・ポリシーの内容についても、定期的に内容の検討・見直しを行っている。社会状況や教育現場の変化を踏まえ、教務委員会、自己点検評価委員会等の関係委員会において必要に応じて教授会で審議し、改定を行っている。近年では2021年度に改定を実施し、科目分類とディプロマ・ポリシーとの関係、ナンバリングおよびカリキュラム・ツリーの整備、シラバスの内容などが明記された。また2025年2月には教務委員会と自己点検評価・FD委員会の合同委員会を開催し、履修系統図を活用した教育課程の検証及び改善を主題として議論した。委員会では主に「履修系統図とシラバスの整合性」「履修系統図の運用方法」「ディプロマ・ポリシーの解釈・運用」に改善の必要があることを確認した。これら合同委員会での指摘を受けて、2025年度現在、3つのポリシーの一体的な改定および短期大学部独自のアセスメント・プランの作成の作業を進めているところである。

アドミッション・ポリシーについては、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、入学者受入れの方針を明確に策定している。アドミッション・ポリシーは履修要項、保護者向け広報誌『短大広場』、短期大学部ホームページ、入学試験要項等において公表している。アドミッション・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーを踏まえる形で策定されていることから、学修成果に対応しているといえる。具体的な内容としては、短期大学部のカリキュラムのもとで学修成果の達成に向けて取り組む意欲を有し、あわせて必要となる基礎的知識・能力を設定している。基礎的知識・能力については、国語、外国語、地理歴史・公民、数学、特別活動等の入学前に学習しておくべき内容を示している。こうした学修意欲や知識・能力を有する人を適正に選抜するために、多様な選抜方法を実施し、評価を行っていることも明示している。したがって、入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示しているといえる。一方で、入学者受入れの方針について、高等学校等関係者に対する意見聴取は近年行っていないため、改善が求められる。

### <3-2「教育の効果」における課題>

三つの方針のうち、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーについては、2025年2月に教務委員会・自己点検評価・FD委員会の合同委員会において、主に履修系統図を用いたカリキュラムの検証を実施した。この中で、教育の効果の課題として、ディプロマ・ポリシーの解釈・運用・見直しについて課題があることが指摘された。具体的には、ディプロマ・ポリシーの文言や内容に不明瞭な部分があり、教員間で「教育の効果」の解釈が統一されていない可能性があること、また、客観的な指標で達成度を測定できる仕組みの整備が必要であることが挙げられた。これらの課題については、教職員間で共有を行っており、カリキュラムの改定とともに、三つの方針の改定作業を行っている。特に客観的な指標による学修成果の達成度の計測については、ディプロマ・ポリシーの改定とともに、新たにアセスメント・プランを作成する予定である。アセスメント・プランに基づき、学生の学修成果を体系的かつ継続的に把握・分析し、教育課程の改善や質保証の取り組みに活用していく。

また、アドミッション・ポリシーに関して、高等学校等関係者に対する意見聴取を近年行っていない点を課題として指摘しておく。

### <3-2「教育の効果」における特記事項>

前述した課題認識のもと、カリキュラムの改定とともに、三つの方針の改定作業を進めている。客観的な指標による達成度の計測については、ディプロマ・ポリシーの改定に加え、新たにアセスメント・プランを作成する。2025年7月時点で改定に向けた準備作業を行っているところである。

### 3-3 社会貢献

#### ① 基準:高等教育機関として地域・社会に貢献している

##### [点検・評価の観点]

- (1) 社会への貢献についての取組みに関する方向性を示している。
- (2) 地域・社会への貢献に取り組んでいる。
  - ①地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
  - ②地方自治体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
  - ③教職員及び学生はボランティア活動等を行っている。
- (3) 地域・社会への貢献についての取組みを定期的に点検している。

##### <現状>

本短期大学部では、建学の精神である「実学教育」および「人格の陶冶」を具現化する方針のもと、社会への貢献に積極的かつ継続的に取り組んでいる。学則別記(2)には、建学の精神と教育の目的に基づき、「広い教養に裏打ちされた人格とチャレンジ精神をもって未来を志向しつつ、実践的学問すなわち実学の発展に貢献することのできる人材の育成」に取り組むことが明記されており、人材育成を通じて社会貢献を実現する方向性が明確に示されている。また、近畿大学全体としても、社会連携や復興支援、SDGs 達成に向けた取組を推進しており、本短期大学部もこれらの活動に連動し、教育・研究の特色を活かした社会貢献に参画している。具体的な取組内容については後述するが、こうした活動全体を通じて、地域・社会との連携を重視する姿勢を共有している。

地域・社会への具体的な取組みとしては、公開講座、地方自治体や企業・各種団体との連携などがある。

公開講座は、専任教員による短期大学部独自のイベントとして2018年度より開始した。コロナ禍にあって一時的に休止した時期のほかは、基本的に毎年継続的に開催している。公開講座の目的は、教員の研究内容を地域社会に紹介するとともに、学習機会の提供を行うことである。例えば2024年度に実施した公開講座は、大阪府中小企業家同友会のイベント「中河内シンポジウム」と共催の形で実施した。東大阪市長・八尾市長を含む近隣自治体関係者、中小企業経営者、周辺地域の学生など200名を超える多くの参加があった。内容は短期大学部教員による基調講演（「中河内経済論」）、参加者によるグループ討論、地域経済をテーマとした学生による研究発表、小学生を対象としたワークショップなどであり、地域・社会に向けた公開講座および

生涯学習事業の機会となった。

企業との連携については、講義の一環として商品の共同開発を行い、試作品製作やラベルデザイン、学生による販売実習に参画した複数の実績がある。こうした取り組みは、実学教育の具体的な実践事例として位置付けることができる。

教員は外部団体や組織からの依頼により、各自の専門領域や研究成果をもとに外部講演活動を行い、学問の普及と生涯学習の推進に貢献している。また他大学からの講師依頼に応じるとともに、外部団体・組織において役員・委員等の職を務め、地域社会との連携や協働を行っている。なお地方自治体や文化団体との包括的な協定締結、ならびに組織間の正式な連携協定の存在については、現時点で特段の記載はないが、近畿大学と各種団体との連携協定は多数締結されている。たとえば、地方自治体や省庁との協定に基づく研究活動やイベントには教職員や学生が参加している。

教職員および学生のボランティア活動は、自発的な取り組みとして位置付けられており、現状では制度化の必要性は見出していない。ただし学生の活動に対しては全学的な支援体制が整備されている。全学生は入学時に学研災付帯賠償責任保険に加入しており、活動中の事故に備えた補償制度が用意されているほか、学生健保共済会への全員加入によって疾病・事故時の経済的補償体制も整備されている。

これらの地域・社会貢献活動の取り組み状況については、公開講座の実施状況や企業連携プロジェクトの成果等を毎年度確認し、教授会や全体会議で報告・点検を行っている。例えば公開講座では開催後に参加者を対象としたアンケートを実施し、満足度や今後の開催に向けた要望等を把握しており、この結果を次年度以降の企画や改善に反映している。したがって地域・社会への貢献についての取り組みは、定期的に点検と改善が行われているといえる。

### <3-3「社会貢献」における課題>

社会貢献活動全体の中長期的な方針や目標を体系的に整理し、活動の重点化や計画的推進に向けた枠組みを検討する必要がある。また、地方自治体や文化団体等との正式な連携協定の検討や、ボランティア活動支援のさらなる充実についても引き続き検討課題としたい。

### <3-3「社会貢献」における特記事項>

特になし。

### 3-4 内部質保証

① 基準:自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる

#### [点検・評価の観点]

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価及び認証評価の結果を改革・改善に活用している。

#### <現状>

本短期大学部における自己点検・評価活動は、自己点検・評価委員会規程に基づき、定期的な自己点検・評価および改革・改善活動を継続的に実施している。以下、活動状況を整理する。

本短期大学部では、自己点検・評価のための規程及び組織として、1992年12月に自己点検・評価委員会を設置した。あわせて、『短期大学部自己点検・評価委員会規程』を制定している。さらに2000年度には、自己点検・評価の体制を見直し、経営母体である近畿大学の『近畿大学自己点検・評価委員会規程』に基づく評価項目に則り、短期大学部全般にわたる総合的な自己点検・評価を実施している。委員会に所属する教職員メンバーは年度ごとに一部変更となる場合があるが、自己点検・評価活動は現在も引き続き『短期大学部自己点検・評価委員会規程』に基づき運営されており、規程及び組織体制は継続して整備・維持されている。このように、自己点検・評価のための規程及び組織の整備を行っている。

近年は、前述した短期大学部自己点検・評価委員会規程にしたがい、自己点検評価・FD委員会を中心となって、『自己点検・評価報告書』の継続的な作成を通じて、定期的な自己点検・評価を実施している。近年は、2016年度、2017年度、2018年度、2020年度、2023年度(最新版)にそれぞれ報告書を作成している。このうち2018年度自己点検・評価報告書については、一般財団法人短期大学基準協会の2019年度認証評価を受審し、適格との認定を受けている。なお2019年度・2021年度・2022年度は、作成時期を隔年にしていたこと、またコロナ禍にあって自己点検・評価に関する作業を中断せざるをえない状況にあったこと等により、一時的に自己点検・評価報告書を作成できていなかった。今後は、改めて報告書を毎年作成する予定である。また2024年度より新たな取り組みとして、自己点検・評価報告書に加えて、短期大学部各種委員会の活動が適切に機能しているかどうかについて、短期大学部における委員会活動について

委員会内外の教員による点検を実施することとした。またその結果は自己点検評価・FD委員会  
が中心となって「委員会活動点検報告書」にまとめることとした。これらの報告書に基づき、  
各種委員会において問題点の把握および改善策の検討が行われ、教授会に提言し承認を経て実  
施している。したがって本短期大学部では、自己点検・評価を定期的に行っているといえる。

自己点検・評価報告書の公表については、2000年度に実施した第1回自己点検・評価および  
その後の3回の自己点検・評価に関する報告書が自己点検・評価委員会により作成され、近畿  
大学経営学部学生センター及び同中央図書館において公開されている。また、2016年度、2017  
年度、2018年度、2020年度、および最新版となる2023年度の報告書は短期大学部のホームペ  
ージにおいて公開されている。したがって定期的に自己点検・評価報告書等を公表しているとい  
える。

自己点検・評価活動には、学長、学部長、専任教員、学生センター全教職員が関与しており、  
自己点検・評価委員会が中心となって実施している。個別の自己点検・評価項目は全教職員に  
分担され、委員会はそれらの結果を整理・集約して全体の自己点検・評価を行っている。この  
体制により、専任教職員が一体となって自己点検・評価活動に参画していることが示されてい  
る。

高等学校等の関係者の意見聴取としては、2023年度自己点検・評価報告書について、外部評  
価委員（株式会社ベネッセコーポレーション山崎昌樹氏）による評価を受けた。評価結果は、  
総合評価としてS（達成度が極めて高い）を受けており、至急改善を要するような大きな問題  
はなかったが、意見・指摘事項があった。この意見・指摘事項に対しては、自己点検評価・FD  
委員会で今後の対応について検討を行い、意見・評価・対応について議事録に記録するととも  
に、一連の経緯を全体会議において教職員間で共有している。ただし、今回外部評価を行った  
委員は有識者であり、厳密には高等学校等関係者ではないため、今後は高等学校等関係者の評  
価も追加して実施することが課題である。

自己点検・評価及び認証評価の結果を改革・改善に活用している点については、2021年度の  
自己点検・評価報告書を契機として、短期大学部長以下、教職員は学部の実情を把握・認識し、  
現在に至るまで継続的に改善・改革に取り組んでいる。各年度の自己点検・評価報告書に記載  
された問題点について、各種委員会において具体的な改善策の検討を行い、教授会の議を経て  
改革・改善に反映させている。

## ② 基準:教育の質を保証している

### [点検・評価の観点]

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

### <現状>

本短期大学部では、教育の質保証の一環として、学習成果を焦点とする査定（アセスメント）手法を導入している。各科目の担当教員がシラバスに授業ごとの到達目標を明記し、それに基づく成績評価によって学習成果を把握している。さらに、半期ごとに授業評価アンケートを実施し、教員はその結果をもとにリフレクションペーパーを作成し、授業改善に役立てている。資格取得状況や編入学試験対策の模擬試験（英語、経営学・経済学）の実施状況、卒業生の進路状況についても学習成果の確認手段として活用している。ただし、これらの取り組みは各科目や個別の活動ごとの成果把握が中心である。カリキュラム全体としての学習成果がディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーに照らしてどの程度達成されているのかを総括的に把握・評価する体制について、現時点で十分に整備されているとはいえない。今後は、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの関連付けを明確にした学習成果の体系的な評価方法の構築が課題である。この点については、2025年2月に教務委員会と自己点検評価・FD委員会の合同委員会を開催し、履修系統図を活用した教育課程の検証及び改善を主題として議論した。委員会では主に「履修系統図とシラバスの整合性」「履修系統図の運用方法」「ディプロマ・ポリシーの解釈・運用」に改善の必要があることを確認した。これら合同委員会での指摘を受けて、2025年度現在、3つのポリシーの一体的な改定および短期大学部独自のアセスメント・プランの作成の作業を進めているところである。

査定手法の点検は、毎年度の授業期間終了後や自己点検評価の時期に、教務委員会および自己点検・評価委員会が主体となり、定期的に行っている。特に授業評価アンケートでは、結果の分析を踏まえて設問内容や集計方法、活用方法の見直しが毎年実施されている。またその他のアセスメント手法についても、必要に応じて改善の検討が行われる体制が整えられている。一方で、これらの点検は個別の手法ごとの改善が中心となっている。学習成果の査定全体を体系的に俯瞰し、計画的・継続的に整備する枠組みについては、現時点で十分に構築されておらず、今後の課題である。

教育の向上・充実に向けたPDCAサイクルについては、各教員が半期計画(Plan)を策定し、そ

れに基づき授業を実施(Do)し、授業評価アンケートやリフレクションペーパーによって成果を確認(Check)し、次年度の授業改善(Act)へとつなげる取り組みが日常的に実施されている。また、教務委員会や自己点検評価・FD委員会が中心となり、こうした個々の取り組み結果をもとに全体的な教育改善策についても検討を行っている。教育改善策の一例として1年に一度、自らの教育の質の改善を目的としてピア・レビューを行っている。短期大学部全教員は、他の教員の講義を見学し、報告書を提出することとなっている。また2024年度には、カリキュラム全体の質保証のPDCAサイクルの一環として、教務委員会と自己点検評価・FD委員会の合同委員会を開催し、履修系統図を用いて現行のカリキュラムを確認し、次年度以降のカリキュラム改定に向けた課題の抽出を行った。

法令遵守については、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更状況を定期的に確認し、適切に対応している。全学主催のFD研究集会や短期大学部主催のFD研修会、全体会議等の場を活用して、法令遵守の重要性について教職員間で情報共有と意識向上を図っており、体制は概ね整っている。

#### <3-4「内部質保証」における課題>

自己点検・評価の実施体制は長年にわたり継続的に整備・運用されており、報告書作成・公表、教職員全体の参画、外部評価の活用など、自己点検・評価活動は概ね適切に実施されている。一方で、高等学校等の関係者による意見聴取については現時点で十分に行われておらず、今後は高等学校関係者の参画も含めた外部の意見反映の仕組みの整備が求められる。また、教育の質保証に関しては、授業単位や教員単位での学修成果の把握・改善は日常的に行われているものの、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーに照らした学修成果の達成状況を総括的に点検・評価する体制の整備が課題である。さらに、査定手法全体を体系的・計画的に点検・整備する枠組みの構築についても整理が必要といえる。

#### <3-4「内部質保証」における特記事項>

特になし。

### 3-5 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画

#### (a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

前回の認証評価を受けた際の2018年度自己点検・評価報告書では、高等学校からの本短期大学部に対する意見・評価に関する情報収集が量的に不十分であることを課題として挙げていた。これに対しては、入学センターとも協議を行い、情報収集の方法や体制について検討を進めてきた。現状では、2023年度自己点検・評価報告書において外部評価委員による評価を受け、意見・指摘事項を把握し、改善に活用する体制を整えている。ただし2023年度自己点検・評価報告書における外部評価委員は高等学校等関係者ではなく有識者であったため、高等学校等関係者からの意見聴取という当初の課題については、十分に実現できていない状況である。

#### (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

今回の自己点検・評価では、教育の質保証における学修成果の査定手法について、個々の授業や資格取得等による成果把握は行われているものの、カリキュラム全体としての学修成果がディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーに照らしてどの程度達成されているかを総括的に評価する仕組みが十分に整備されていないことが課題として明らかになった。

このため2025年6月時点において、カリキュラムの改定作業とあわせて、三つの方針の改定作業に着手している。加えて、客観的な指標に基づく学修成果の達成度を把握するため、新たにアセスメント・プランを策定する予定である。これらの改定については、2025年度中に改定に向けた準備作業を行い、2026年4月の公表を目指している。また改定後は、その運用状況について定期的に点検・検証を行っていく必要があると考えている。

また、高等学校等関係者による意見聴取については、入学センターと連携し、聴取方法や対象校の選定、実施体制等を具体的に検討し、段階的に導入を進める予定である。

## 4. 教育課程と学生支援

### 4-1 教育課程

① 基準:卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている

#### [点検・評価の観点]

(1) 単位授与の要件を定めている。

(2) 単位授与、卒業認定や学位授与に関する要件を周知している。

①単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限設定等を行っている。

(3) 単位授与、卒業認定や学位授与が適切に運用されていることを点検している。

(4) 進級判定がある場合は周知している。

#### <現状>

本短期大学部における卒業認定および学位授与の要件は、学則において明確に定められている。学則第 15 条において「本大学に 2 年以上在学し、所定の学科目を履修し所定の単位を取得した者は卒業とし、卒業証書を授与する」と規定し、第 15 条の 2 において短期大学士（経営学）の学位を授与することが定められている。履修すべき学科目および単位数は、学則第 8 条および第 9 条により、共通教養科目 10 単位以上、外国語科目 10 単位以上（うち英語科目 8 単位以上）、専門科目 42 単位以上とされ、総計 62 単位以上の修得が求められている。

各授業科目における単位授与の要件は、学則第 14 条により「合格した授業科目については所定の単位を与える」と定められている。成績評価の可否基準は学則第 12 条において、秀（90 点以上）、優（80 点以上）、良（70 点以上）、可（60 点以上）、不可（59 点以下）とされ、秀・優・良・可を合格としている。各授業科目の成績評価の具体的方法は、授業内試験、レポート、小テスト、発表等を組み合わせて行われ、各授業科目のシラバスに明記されている。非常勤講師を含む全教員に対しては、シラバス作成通知および記入要領を配布し、到達目標および成績評価方法の適切な記載を求めている。作成されたシラバスについては、2025 年 2 月 17 日・18 日に、短期大学部で開講されている 287 科目を対象として教務委員会および学生センター職員により適切性を確認し、不備がある場合は修正指示を行った。学修時間については、学則第 14 条の 2 において「1 単位あたり 45 時間の学修を要する内容を標準とする」と定められ、授業時間外学修も含めた学修時間の確保が図られている。

卒業認定・学位授与に関する要件や履修方法、成績評価基準、進級要件等は、履修要項、新入生ガイダンス、在学生ガイダンス、履修指導、シラバス等を通じて学生に周知している。履修要項には卒業要件、科目区分、カリキュラム・マップおよびカリキュラム・ツリーが掲載されており、学生は自身の履修計画や到達目標を適切に把握できる仕組みが整えられている。履修登録は UNIPA（大学ポータル）を通じて行われ、履修科目選択時に成績評価方法・評価基準を確認できる環境も整備している。成績評価に対する疑義が生じた場合には、UNIPA を通じて学生からの異議申立てを受け付ける制度も整備している。

単位制度の実質化を図るため、履修登録には学年ごとの上限（キャップ制）を設定しており、第1学年・第2学年ともに48単位以内としている。これにより、学生が無理のない履修計画を立てることができ、負担の適正化が図られている。

卒業認定および学位授与は、学生センターが作成する判定資料を基に教授会において成績状況および学籍状況を審議し、学長が最終決定を行っている。進級についても学則において第1学年修了時に20単位以上の修得を要件と定め、同様に教授会で審査を実施している。これらの運用体制により、単位授与、卒業認定および学位授与は適正に運用されている。

このように、本短期大学部では卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っているといえる。

## ② 基準:教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している

### [点検・評価の観点]

- (1) 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
  - ①学習成果に対応した、授業科目を編成している。
  - ②専門職学科においては、当該学科の専攻に係る職業の状況等を踏まえて授業科目の開発及び編成を行っている。
  - ③シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、予習・復習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
  - ④学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
  - ⑤授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
  - ⑥通信による教育を行う学科又は専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。

(2) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

(3) 専門職学科の授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しにおいて、教育課程連携協議会の体制・役割が明確である。

#### <現状>

本短期大学部では、カリキュラム・ポリシーに基づき教育課程を編成している。カリキュラム・ポリシーでは、共通教養科目、外国語科目、専門科目Ⅰ、専門科目Ⅱの4つの科目分類が示されており、これらはすべてディプロマ・ポリシーに掲げる学習成果に対応している。学則第7条においては「本大学の学科目は、共通教養科目、外国語科目及び専門科目に分け、これを2年間に配当して教授する」と規定しており、学年進行に応じた体系的な編成がなされている。

共通教養科目と外国語科目については学則第8条により「共通教養科目は10単位以上、外国語科目は10単位以上、そのうち英語科目8単位以上、総計20単位以上を修得しなければならない」と定められている。共通教養科目は汎用的能力およびキャリアデザイン形成を目的とし、外国語科目はビジネス社会で必要となる英語力および多文化理解を養成する内容が配置されている。専門科目については学則第9条により42単位以上の修得が求められており、経営学・商学・経済学などの専門分野の基礎的知識・スキルを修得する科目が設けられている。また、学生の希望進路に対応する自由科目を設け、資格取得支援や編入学対策講座等も配置している。

教育課程は、体系性を確保するため、各授業科目に対してナンバリングを付し、学年配当・履修順序・科目レベルが整理されている。ナンバリング表は履修要項に掲載され、履修指導時に活用されている。さらに、学科目配当やカリキュラム構成は、ディプロマ・ポリシーとの関連を明示したカリキュラム・マップに基づいており、学生が体系的に学修できるよう工夫されている。

各授業科目について、その内容を統一書式のシラバスにより明示している。シラバスには、科目名、担当教員名、開講年次、単位数、科目区分、必修選択区分、授業概要、授業形態、到達目標およびディプロマ・ポリシーとの関連、成績評価方法および基準、フィードバック方法、教科書・参考文献、授業評価アンケート実施方法、授業計画および時間外学修（予習・復習）の内容・時間等を記載することになっている。授業外学修の記載については、2単位科目で180分、1単位科目で90分を基準としている。非常勤講師を含む全教員に対して「シラバス作成通知」および「記入上の留意事項」を配布し、適切な記載が求められている。作成されたシラバ

スは、2025年2月17日・18日に、短期大学部で開講されている287科目を対象として教務委員会および学生センター職員による確認を実施し、適切性を確保している。

学修成果の適正な評価を保証するため、成績評価は学則・シラバスに定められた基準に従って行っており、評価の客観性と厳格性を確保している。さらに、2014年度よりGPA制度を導入し、成績評価の国際的な通用性確保にも努めている。また、基礎演習等の科目では、ルーブリックを導入し、担当教員間で成績評価方法を統一するなど、授業担当者間の協議・連携を図っている。ただし2024年度は、初年次教育の授業科目体系の変更を行ったため（近大ゼミ・基礎演習）、ルーブリックの導入は現時点では検討中である。

学生による授業評価アンケートは毎年度実施されており、学生の回答は匿名性を保った上で各担当教員に結果が通知されている。教員はアンケート結果を踏まえ、授業内容の総評、当該年度における改善内容、前年度の課題の達成状況、学生へのメッセージ等を含むリフレクションペーパーを作成する。このプロセスを通じて各教員は授業改善に取り組んでいる。授業評価アンケートの概要版は短期大学部ホームページに公表され、詳細な分析結果および全教員のリフレクションペーパーを収録した授業評価アンケート報告書は年1回作成され、関係教員に配布されるとともに学生センターにおいて閲覧可能となっている。

通信教育部においても、通信教育部商経科規程に基づき教育課程が編成されている。授業形態としては、印刷教材による通信授業科目、面接授業科目、eラーニングによるメディア授業等が開講されており、社会人学生や遠隔地在住学生に対して柔軟な学修機会を提供している。通信教育部の開講科目の一部については、短期大学部正規課程の学生が履修することも可能であり、他学部履修分を含めて最大16単位までの認定が可能となっている。

教育課程の見直しについては、社会的要請や学生ニーズを踏まえ定期的に実施している。たとえば、外国語科目については2014年度より要件を10単位以上に拡充し、2016年度には実践的英語力の強化を目的に英語コミュニケーションコースを新設した。また、編入学希望学生の増加に対応して、編入学対策科目群の充実も進められてきた。さらに、履修登録単位数の上限についても、自治会からの要望を踏まえ、2017年度入学者より1年次の履修上限を48単位に引き上げた。教育課程のこうした改訂案は教務委員会で審議され、教授会の承認を経て決定され、全体会議で報告される体制となっており、柔軟かつ継続的な見直しが行われている。

なお専門職学科は、本短期大学部では設置していない。

③ 基準:教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している

### [点検・評価の観点]

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

### <現状>

本短期大学部では、短期大学設置基準第21条の趣旨を踏まえ、学生が幅広い知識と豊かな人間性、社会に対する理解を養うことができるよう、カリキュラム・ポリシーにおいて「共通教養科目」を明確に位置付けている。共通教養科目として多様な分野にわたる科目群を設置し、専門教育とのバランスにも配慮した編成とすることで、設置基準に基づく教養教育の目的を教育課程全体において実現している。

教養教育の内容と実施体制について、本短期大学部の共通教養科目は、カリキュラム・ポリシーにおいて明確に位置付けられている。ディプロマ・ポリシーに掲げる汎用的能力やキャリア形成に必要な学修スキル、社会・文化・自然に対する理解、多角的な視点を養うことを目的として体系的に配置されている。開講科目は、初年次教育、社会科学、歴史、自然科学、スポーツ、法学、キャリアデザイン、国語、教養特殊講義など多岐にわたり、学生は幅広い分野から主体的に選択して履修することが求められている。また、学内の他学部科目や通信教育部の科目を履修可能とする制度を整備し、学内外の学修資源を活用した柔軟な履修が可能となっている。さらに、少人数によるアクティブラーニング型授業や、2021年度から導入された「KICSオンデマンド授業」など、対面とオンラインを組み合わせた多様な授業形態を提供しており、学生の学習スタイルに応じた環境整備が進められている。オンデマンド授業では、授業動画の視聴と確認テストを通じて理解度を確認しながら履修を進める仕組みが導入されている。したがって、教養教育の内容と実施体制は確立しているといえる。

教養教育と専門教育との関連性については、両者の連携を意識したカリキュラムの設計がなされているとともに、教養教育と専門教育を担う教員が一部兼任しており、両者の有機的な連動が図られている。特に秘書コースにおいては、共通教養科目の中から国語表現法、言葉とコミュニケーション、キャリアデザイン、現代社会と倫理、外国文化論、現代社会と法、暮らしのなかの憲法のうち、所定単位数を修得することがコース修了要件として定められている。秘書コースではこれらの教養教育とともに、秘書関連科目を修得することで、秘書士の資格を修得できる仕組みとなっており、教養教育と専門教育が相互に関連し、学びが一貫したものとなるよう配慮されている。以上のことから、教養教育と専門教育との関連が明確になっていると

いえる。

教養教育の効果については、全科目を対象とする授業評価アンケートを第1・第2 Semesterに実施しており、共通教養科目もその対象に含まれている。アンケート結果は匿名で各教員に提供され、教員はこれをもとにリフレクションペーパーを作成している。ペーパーには、授業評価の総括、前回評価を踏まえた目標の達成状況、次年度に向けた改善点、学生へのメッセージ等が記載しており、自己点検評価・FD委員会において集約・分析され、専任教員に冊子形式で配布されるとともに、学生センターでも閲覧可能としている。さらに、アンケート結果の概要は短期大学部ホームページ上に公開しており、教育の質の可視化を図っている。また、FD活動の一環として後期に実施される教員相互の授業見学（ピア・レビュー）も、授業改善に活用している。これらの取り組みを通じて、教養教育の効果を継続的に把握し、改善につなげる体制を構築している。

④ 基準:教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している

[点検・評価の観点]

- (1) 学科又は専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<現状>

本短期大学部では、短期大学設置基準第22条の趣旨に基づき、教育課程の編成において職業又は実際生活に必要な能力の育成を重視している。カリキュラム・ポリシーおよびディプロマ・ポリシーに基づき、ビジネスパーソンとして社会に貢献できる人材の育成を目標とし、体系的に職業教育を展開している。

専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制については、カリキュラム・ポリシーに定められているように、共通教養科目、外国語科目、専門科目がバランス良く配置されており、職業又は実際生活に必要な能力を段階的かつ系統的に履修できるよう整備されている。特に学生の進路や関心に応じた学びを実現するために、情報管理コース、秘書コース、英語コミュニケーションコースの3コースを設置し、それぞれの専門性に応じた職業教育を行っている。たとえば秘書コースでは、国語表現法、言葉とコミュニケーション、キャリアデザイン、現代社会と倫理、外国文化論などの共通教養科目が専門教育と関連付けて組

み込まれており、教養と専門が連動した形で職業教育が実施されている。

職業教育の効果については、全授業を対象に、毎年度第1・第2 Semesterに授業評価アンケートを実施し、学生の満足度や授業の理解度の把握により測定している。アンケート結果は教員にフィードバックされ、教員はその内容をもとにリフレクションペーパーを作成し、授業改善に活かしている。アンケート結果は概要版が短期大学のホームページで公開されるとともに、詳細な結果は報告書としてまとめられて、教員間で共有されている。また職業教育の成果は、秘書コースの修了者数や資格取得や進路状況でみることができる。たとえば日商簿記2級や司書資格の取得実績が挙げられる。卒業後の進路についても、編入学先や就職先に対して継続的にアンケート調査を実施し、結果をもとに教育内容の見直しにつなげている。

#### <4-1「教育課程」における課題>

本短期大学部における教育課程の今後の課題として、まず、学修成果の客観的・定量的な把握体制の整備が挙げられる。ルーブリック評価やGPA制度は既に導入しているが、アセスメント・プランの導入や大学本部IRセンターとの連携を進め、学修成果をより客観的に可視化できる評価指標の整備と活用体制の構築が必要である。

あわせて、教育課程の基盤となるディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーについては、社会や学生の状況変化を踏まえた適時の点検・改定を計画的に実施していくことが今後も重要な課題となる。

卒業生の進路先を対象としたアンケート調査については、回収率の向上と分析体制の整備に加え、調査結果を委員会等で検討し、教育課程の見直しや改善に反映させる仕組みの構築が課題である。

#### <4-1「教育課程」における特記事項>

特になし。

## 4-2 学習成果

### ① 基準:短期大学及び学科又は専攻課程において、学習成果は明確である

#### [点検・評価の観点]

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

#### <現状>

本短期大学部における学習成果は、ディプロマ・ポリシーにより定められている。ディプロマ・ポリシーは、本短期大学部の建学の精神および教育理念に基づき、汎用的能力の修得、キャリア形成能力の修得、専門的知識・技能の修得、国際感覚を備えた教養人の育成が掲げられている。これらの学習成果は、学習を通じて獲得することが期待される内容として、教育の成果目標を明確に構成している。

こうした学習成果は、学生が2年間の履修期間内で修得可能となるよう、教育課程全体が体系的に設計されている。教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づき、共通教養科目、外国語科目、専門科目Ⅰ・Ⅱの分類によって編成されており、各授業科目はディプロマ・ポリシーの各項目と対応付けられて配置されている。履修要項に掲載されるカリキュラム・マップおよびカリキュラム・ツリーにより、学習成果と授業科目との関連が可視化され、学生は履修を通じて自らの学習成果の達成状況を計画的に確認しながら履修を進めることが可能となっている。また、各授業科目にはナンバリングが付され、学習段階の順序が明確化されており、段階的・体系的に学習成果を積み上げる仕組みが整えられている。

学習成果の測定可能性については、現状においては、授業科目ごとの到達目標や成績評価、履修単位の修得状況、進路実績、授業評価アンケート結果など、複数の間接的な指標を活用して学習成果の把握が行われている。これらの仕組みにより、学生の学習状況は一定程度把握され、成果の確認がなされている。一方で、ディプロマ・ポリシーに定めた各学習成果について、直接的・定量的に測定可能な具体的評価指標の整備は現段階では十分とはいえず、今後の課題となっている。今後は、より客観的かつ可視化された成果指標の設定と、その活用体制の整備を進めていく必要がある。

### ② 基準:学習成果の獲得状況を適切に評価している

#### [点検・評価の観点]

- (1) 各授業科目の学習成果は、学科又は専攻課程の学習成果に対応している。
- (2) 教員は、成績評価基準等により学習成果の獲得状況を適切に評価している。
- (3) 教員の成績評価の状況について把握し、点検している。

#### <現状>

本短期大学部では、各授業科目が学習成果、すなわちディプロマ・ポリシーに対応していることを明示するため、履修要項における科目表およびカリキュラム・マップにおいて、各授業科目と対応するディプロマ・ポリシーを記載している。また、カリキュラム・ツリーでディプロマ・ポリシーと各科目との対応関係を視覚的に示しており、学習成果と授業科目との関連性は体系的に整理されている。これらの取り組みにより、「各授業科目の学習成果は、学科又は専攻課程の学習成果に対応している」という観点については、基本的には満たされていると判断できる。ただし、現行のディプロマ・ポリシーの内容には抽象的な表現も含まれており、個々の授業科目がディプロマ・ポリシーの達成にどう寄与しているかについて、学生や教職員が具体的に把握するには、なお改善の余地がある。そのため、現在、本短期大学部では、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム全体の構造を含めた教育課程の改定を検討しており、ディプロマ・ポリシーと授業科目の対応関係を再検討することが今後の課題として挙げられる。

本短期大学部における成績評価は、学則および教務案内に基づき、各授業担当教員がシラバスにおいて成績評価基準を明示したうえで、定期試験、レポート、平常点等を組み合わせて実施している。なお学生は、教員による成績評価に異議がある場合には、成績発表期間内において、これを申し立て、担当教員から説明を受ける機会を確保されている。

こうした成績評価は、学習成果の適切な把握および教育の質の確保に資する最も基礎的なデータ収集方法として、運用されている。加えて、FD活動を通じて、成績評価方法に関する教員間の情報共有や授業改善に関する議論も行われており、成績評価の妥当性や教育の質向上に向けた取り組みが一定程度行われている。これらの取り組みにより、教員は学則に準拠しつつ、成績評価基準に基づいて学習成果の獲得状況を適切に評価していると判断できる。

教員の成績評価の状況については、適正性の観点からこれを把握し、点検している。具体的には、2022年度から2024年度にかけての成績評価の結果を用い、教員ごとの成績分布を科目別に分析している。この分析は、特定の授業科目において成績評価に偏り（極端に厳しい・甘い）が見られないかどうかを検証することを目的としている。結果を概観すると、2022年度から24年度にかけて教員の成績評価の平均値が徐々に下がっていること、標準偏差は安定的に推移していること、教員の成績評価の各科目の特徴は3カ年で大きく変わっていないことなど

が明らかとなった。これらの結果は、成績評価の公正性・一貫性の確保という観点で適切であり、FD活動の一環として教員間で全体会議において共有・点検している。これにより、成績評価に対する内部的な点検体制が機能していると評価できる。

### ③ 基準:学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている

#### [点検・評価の観点]

- (1) GPA 分布、単位修得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価などを活用している。
- (3) インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (4) 卒業生への調査、卒業生の進路先を対象とする調査などを活用している。
- (5) 測定した結果を学習成果の点検に活用している。

#### <現状>

本短期大学部では、学習成果の獲得状況を多面的に把握するため、量的なデータを用いた測定を実施している。GPA は、各学期に全学生の成績をもとに算出され、学生および保護者に成績通知書として提示されるとともに、教員にも GPA 分布が提供されている。また、定期試験の結果は授業科目ごとの学習成果の獲得状況を把握する基本的な手段として活用されている。また英語科目では TOEIC Bridge Listening & Reading IP テストをプレズメントテストとして導入し、外部指標による測定も行っている。さらに、進学対策の一環として実施している模擬試験（英語・経営学・経済学）は、授業理解度の確認と併せて、実際の編入学試験との結果分析に用いられている。学位取得率および進路決定率は、毎年 90% 台で安定しており、教育成果の一指標として重視されている。また、秘書・司書・情報関連の資格取得状況も学習成果の成果指標として把握している。一方、ルーブリック評価やポートフォリオのように、学生の業績を体系的に記録・可視化する仕組みは十分整備・活用しておらず、今後の検討課題である。

学生による自己評価および質的データの活用については、主に「マイステップ」の運用を通じて実施している。学生は各セメスターの開始・終了時に、学習目標、実施状況、振り返り、課題などを記録し、担当教員は必要に応じてコメントや助言を付し、学習成果の蓄積と自己管理を支援している。この記録は継続的にポータル上で保存されており、学習成果の質的变化を確認できる仕組みとなっている。また、各セメスターで実施している授業評価アンケートは、

学生の満足度や授業への理解度、学習への取り組みに対する自己認識の一端を把握する手段として位置付けられており、自由記述の内容も含め、教育改善の資料として活用されている。

進学・就職に関する実績データも活用している。2022年度実績では、在籍率 97.5%、卒業率 96.2%、大学編入学率 65.0%、就職率 30.0%、インターンシップ参加率 33.3%となっており、教育成果の成果指標として把握されている。とりわけ編入学試験対策として実施している模擬試験については、GPA や定期試験結果との相関を分析し、一定の成果を確認している。これらのデータは、教育課程の改善や学生指導の根拠として用いられている。

卒業生に対しては、卒業直前に Web アンケートを実施しており、教育環境、ディプロマ・ポリシーの達成度、学生生活の満足度、進路支援の充実度などを把握している。さらに、主な進学先である近畿大学経営学部に対しては、編入学後の学習状況や学生の適応状況についてアンケートを実施しており、学力面・人物面の両面から教育成果の確認を行っている。また、2018年度には、卒業生の就職先 24 社・団体を対象にアンケート調査を行い、「基礎的専門知識」「キャリア形成」「人間性・国際感覚」などに関する評価を収集し、教育成果の外部的検証にも取り組んでいる。

これらの量的・質的データの測定結果は、学内での点検・分析に活用されている。とくに、GPA や模擬試験の結果と編入学試験合格の関係については、照合分析が行われ、FD 研修会等で報告がなされている。授業評価アンケートの結果は授業改善の資料として用いられ、卒業生アンケートや就職先アンケートの結果も、教育課程の検討や学生支援体制の改善に活用されている。こうした一連の測定・分析・共有の流れにより、学習成果の客観的把握と教育の質保証に資する体制が一定程度整っているといえる。一方で、GPA や模擬試験の分析結果については、現時点では教職員および学生向けの内部資料として活用されているにとどまり、ホームページ等の外部向け媒体において公表されているわけではない。これは、分析資料が個人情報を含む可能性や、学内向けの限定的な情報であることを理由とする判断によるものである。

#### ④ 基準:学習成果の獲得状況の公表に努めている

##### [点検・評価の観点]

- (1) 学習成果の獲得状況について、可視化した根拠がある。
- (2) 学生に獲得した学習成果を自覚できるように、根拠を基に説明している。
- (3) 学習成果の獲得状況について、根拠を基に公表することに努めている。

##### <現状>

本短期大学部では、学習成果の獲得状況に関する評価・測定を多面的に実施しており、あわせて可視化も行っている。学習成果の獲得状況の把握に必要な各種アンケート結果、GPA 分布状況、学位授与率、進路決定率、資格取得状況等は、自己点検評価・FD 委員会および学生センターにおいて可視化・分析している。分析結果は、教授会および全体会議での報告ならびに会議報告資料を学内サイト(K-Shared)に掲載することにより、教職員間で共有している。また学位取得者数、進路決定者数、進路決定先の一覧については、広報紙『短大広場』や「学部案内」、広報用説明資料「近畿大学短期大学部の魅力」等を通じて学内外に公表している。一方、GPA、模擬試験、外部試験の結果など、個人の学習成果に直結するデータについては、編入学試験との合否結果との相関分析などが行われているが、それらの分析結果が図表やグラフ等により体系的に可視化された形で整理・公表されているわけではない。

各学生が獲得した学習成果は、これを自覚できるように GPA を「成績通知書」に表示している。一部の学生に対しては、GPA や単位取得状況を示した「成績通知書」を根拠として、当該学生自身の学習成果の獲得状況を説明している。ただしこの対象となるのは一部の成績不振学生に限られている。可能であれば、広く学生全員を対象として、ゼミ等で説明を行う機会を設けるべきである。

学習成果を評価するデータのうち、授業評価アンケート結果、卒業アンケート結果、進路決定状況等は、短期大学部ホームページで公表している。

#### <4-2 「学習成果」における課題>

本短期大学部では、学習成果をディプロマ・ポリシーにより明示し、カリキュラム・マップ等を通じて各授業科目との対応を可視化している。成績評価の適正化や GPA・模擬試験等の量的データ、各種アンケートやマイステップ等の質的情報も活用しており、一定の成果把握と点検は行っている。

ただ、現行のディプロマ・ポリシーにはいくつかの課題が存在する。具体的には、表現が幾分抽象的であり、各授業科目との対応や学習成果の理解・周知が不十分である。また、学習成果の測定指標は GPA や進路実績等の間接的なものに限られており、ディプロマ・ポリシーに対応した直接的・定量的な評価指標については整備が進んでいない。全学のアセスメント・ポリシーは存在するものの、短期大学部としての独自のアセスメント・ポリシーは未策定であり、整備が求められる。こうした状況を踏まえ、現在、ディプロマ・ポリシー、学部独自のアセスメント・プラン、教育課程全体の改定に着手している。

また学習成果の可視化・公表について、学位取得者数や進路決定状況は外部に公表されているものの、GPA や模擬試験結果等の分析データは学内共有にとどまり、外部公表や全学生へのフィードバック、学習成果の自覚を促す体制の整備は限定的である。

またコロナ禍以降、卒業生や進路先に対する調査の一部中断しており、再開と継続的な点検・評価体制の再構築が課題である。

#### <4-2「学習成果」における特記事項>

本短期大学部では、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム体系、学部独自のアセスメント・プランについて、2025年7月時点で見直し作業を進めている。この見直しは、学習成果の明確化と可視化、測定指標の整備、成果の公表・共有に関する課題への対応・改善を目的とするものである。

### 4-3 入学者選抜

① 基準:入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している

#### [点検・評価の観点]

- (1) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (2) 高大接続の観点により、多様な選抜方法を設け、それぞれの選考基準を明確に示している。
- (3) 専門職学科における入学者選抜は、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮している。
- (4) 入学者選抜の実施に関する学内規程を整備し、規程に基づき実施している。
- (5) 入学者選抜の実施における学長を中心とした責任体制は明確である。
- (6) アドミッション・オフィス等を整備している。

#### <現状>

入学者選抜の方法が入学者受入れの方針に対応しているかという観点については、短期大学部においてアドミッション・ポリシーに基づき、当該ポリシーに示された学生像に即した入学希望者を受け入れることを目的として、選抜方法を整備している。アドミッション・ポリシーでは、国語・英語・数学・理科・社会・情報に関する基礎的な知識に加え、自主性、協調性、コミュニケーション能力などの資質を有する者を求めており、これらを適切に評価したうえで入学者の選抜を行うことが求められている。これに対応し、各選抜方式においては、学力試験、書類審査、面接、小論文などを通じて、受験者の知識、意欲、適性を多面的に評価する体制が整えられており、入学者受入れの方針に則した妥当な選抜方法が実施されていると判断できる。なお近畿大学入学センターでは、高等学校校長経験者をアドバイザーとして採用しており、進路指導現場の実情や教育ニーズに関する情報を収集している。これらの情報は、短期大学部における入学者受入れの方針および広報活動や入試関連業務の点検・改善に活用されており、社会的要請に即した方針運用の実現に資している。

高大接続の観点により多様な選抜方法を設け、それぞれの選考基準を明確に示しているかについては、推薦入試（一般公募、指定校、スポーツ、附属高校）、一般入試、共通テスト利用方式、社会人入試など、受験者の多様な背景に対応する複数の選抜方式が設けられている。各方式における評価対象および合否判定方法は、原則として入学試験要項に明記されており、選抜制度の透明性および公正性の確保が図られている。附属高校推薦入試については、高大連携の取り組みの一環として実施されており、高等学校段階との接続に配慮した制度となっている。

入学者選抜の実施に関する学内規程については、学則において、入学資格、入学選考、入学

手続などに関する基本的事項を定めている。入学資格は第 17 条に、入学選考は第 18 条に規定されており、これらに基づいて選抜を実施している。

入学者選抜における責任体制については、大学全体として、入学試験担当副学長を実施本部長とする「入学試験実施本部」が設置されており、責任の所在を明確にして試験運営の厳正な実施を徹底している。同本部には、各学部の学部長や事務責任者等が加わり、試験監督者や事務担当者への事前打ち合わせも組織的に実施されている。これにより、入試に係る運営・責任体制は、全学的に構築されており、短期大学部もこれに含まれている。

入試制度に関する体制として、短期大学部内にはアドミッション機能を担う組織的枠組みを整備している。広報入試対策委員会（教員組織）および学生センター（事務職員組織）が連携し、入試制度の設計、指定校推薦対象校の選定、入試結果の点検等を担っており、入試業務の実施体制を組織的に支えている。さらに、近畿大学全体の入学センターとも連携を図り、オープンキャンパスや高校訪問の機会を通じて、入学試験要項および短期大学部独自の広報資料（「短大の魅力」）を配布し、生徒や高等学校教員に対する丁寧な情報提供を行っている。なお、入試制度の改定に際しては、学部内の広報入試対策委員会において検討を行い、その結果を教授会に諮問し、教授会の審議を経て最終的な方針を決定している。これにより、入試制度に関する意思決定手続も組織的に整備されている。

## ② 基準:入学者選抜に関する情報を適切に提供している

### 〔点検・評価の観点〕

- (1) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (2) 選抜区分ごとの募集人員を明確に示している。
- (3) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (4) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。

### ＜現状＞

学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示しているかという観点については、近畿大学公式ホームページ、『入学試験要項』、『学部案内』などの受験生向け資料でアドミッション・ポリシーを明示している。これらの媒体は、受験生本人にとどまらず、保護者や高等学校の進路指導担当者に対しても広く周知されており、方針の公開性と明確性が確保されている。

選抜区分ごとの募集人員を明確に示しているかについては、入試制度ごとに『入学試験要項』において募集人員を明示しており、受験希望者が自身に適した方式を選択できるよう、情報提

供が行われている。

授業料その他入学に必要な経費を明示しているかについては、入学金、授業料、諸会費などが『入学試験要項』や大学ホームページにおいて明記されている。

受験の問い合わせなどに対して適切に対応しているかについては、内容に応じて関係部局が分掌し、体制を整えている。入試制度に関する問い合わせは入学センターが、教育内容に関する問い合わせは経営学部学生センター(短期大学部担当)が、奨学金や学生生活に関する問い合わせは学生部が対応している。加えて、オープンキャンパスや高校訪問の機会において、対面による相談対応も行っている。現時点で、対応に関する苦情等は確認されておらず、適切な対応が維持されていると認識している。

#### <4-3「入学者選抜」における課題>

入学者受入れの方針と選抜制度の整合性を確保するためには、アドミッション・ポリシーの継続的な点検と制度的な連動が求められる。現在、カリキュラム・ポリシー等とあわせてアドミッション・ポリシーの改定作業を進めており、2026年4月の公表を予定している。社会的・制度的変化を踏まえた内容の見直しと、入試制度との整合性の確保が課題である。

入試制度については、2024年度入試において、一般公募推薦入試および一般入試前期B日程の実施日を経営学部と同一日に変更し、併願を可能とした。制度変更の背景には受験行動の変化への対応と志願者数確保の目的があるが、その効果については今後の志願動向を踏まえた検証が必要である。また、各入試制度における志願者数の推移を確認し、定員数や選抜方法などについて適宜見直しを行う必要がある。

広報活動については、オープンキャンパスや高校訪問、ホームページ等の広報手段を活用しているが、アクセス数が伸び悩んでいる。受験生への情報提供がより効果的となるよう、広報入試対策委員会を中心となり、実施体制の強化と情報提供手段の改善に取り組む必要がある。なお広報機能の強化を目的として、2024年度中にインスタグラム公式アカウントの新規開設を検討し、2025年4月から運用を開始した。

#### <4-3「入学者選抜」における特記事項>

特になし。

#### 4-4 学生支援

##### ① 基準:学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている

###### [点検・評価の観点]

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 学生に対して履修及び卒業に至る指導・支援を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 基礎学力が不足する学生や進度の遅い学生に対し補習授業等を行っている。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 通信による教育を行う学科又は専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (10) 図書館等に専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を配置し、学生の学習向上のために支援を行っている。
- (11) 学生の海外への派遣（長期・短期）を行っている。
- (12) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

###### <現状>

本短期大学部では、入学手続者に対し、入学前準備教育を通じて授業や学生生活に関する情報提供を行っている。DVD による映像授業、通信添削、ノート提出等を課し、入学後の学習や学生生活への適応を支援しており、入学手続者への情報提供は適切に実施されている。

入学者に対しては、年度初に新入生オリエンテーションを実施し、履修要項、カリキュラム構成、履修方法、履修登録、成績評価等についての説明を行うとともに、カリキュラム・ツリーを用いた説明、個別指導、履修登録指導を実施しており、入学者支援は十分に行われている。

学習の動機付けや科目選択のためのガイダンスについては、編入学・就職ガイダンスをはじめ、学年別や進路希望に応じた履修指導を計画的に実施している。特に編入学希望者に対しては、編入学委員会(2025年度に進路指導委員会に改組)およびゼミ担当教員を中心に、編入学試験対策として履修を強く求める科目、履修が望ましい科目を具体的に示し、体系的かつ個別的に指導を行っている。これにより、学生の進路希望に沿った学習の方向付けと履修計画の策定

を支援しており、一定の組織的・体系的支援が実現していると評価できる。

学習支援のための印刷物・ウェブ資料の提供については、履修要項、カリキュラム・ツリー、カリキュラム・マップ、シラバス等を整備・配付・掲載している。年度初のガイダンスで印刷物を配布するとともに、一部の資料については短期大学部ホームページにも掲載し、Web 上で確認できるようになっている。したがって必要な情報提供は適切に実施されている。

履修や卒業に至るまでの指導・支援は、履修ガイダンス、個別指導、進路を踏まえた計画的履修の指導等が行われ、少人数教育の体制のもと適切に実施されている。学生個々の状況に応じて教職員・事務職員が連携して対応しており、履修・進級・卒業支援を円滑に実施している。

学習上の悩み等への相談体制は、基礎演習・演習担当者が窓口となり、必要に応じて教務委員会や学生センターと連携し対応している。オフィスアワーの設置も含め、体制は整備され適切に運用されている。また、必要に応じてメディカルサポートセンター（KINDAI クリニック）と連携し、専門的対応を行っている。

基礎学力が不足する学生に対しては、入学前準備教育や基礎学習講座（国語・数学・小論文）の実施により、必要な補習的支援が適切に行われている。英語については、入学後にプレメントテストによる習熟度別のクラス分けを行い、基礎学力への対応を行っている。

進度の速い学生や優秀な学生に対しては、よりレベルの高い大学への編入学を目指す学生を対象に、ゼミ担当教員が窓口となり、個別の進路指導や面接練習等が実施されている。これにより、進度の速い学生や優秀な学生に対しても組織的・体系的な支援が行われていると評価できる。

通信教育部の授業を履修する学生については、レポートによる添削指導等が行われ、必要な学習支援体制が整備されている。

図書館等による学習支援は、情報リテラシー教育、図書館ガイダンス、修学サポートセミナー、オンデマンド講習会等が積極的に実施されており、必要な支援が行われている。これにより中央図書館やアカデミックシアターの活用機会が増加し、量的・質的に向上した学習資源のもと、学生の学習向上が図られている。加えて、英語村、KUDOS 等の総合大学の学習資源を積極的に活用し、ハード・ソフト両面で充実した支援が行われている。

学生の海外派遣については、留学制度は整備されているものの、短期大学部としての派遣実績や組織的支援は現状では十分に実施できていない。

学習成果の獲得状況を示す量的・質的データの活用については、定期試験、資格取得状況、授業評価アンケート、卒業生・就職先アンケート等のデータをもとに関係委員会で改善策が検

討されており、適切に点検・改善が行われている。授業評価アンケートは年2回実施されており、リフレクションペーパーを用いた自己点検・改善を行っているほか、中間アンケートも導入し、早期の授業改善や軌道修正を可能としている。

## ② 基準:学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている

### [点検・評価の観点]

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受け入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

### <現状>

本短期大学部では、学生の生活支援のための組織として、教員によって構成される総務委員会(学生委員会を兼ねる)および経営学部学生センター(短期大学部担当)を中心とした体制を整備している。また全学組織である近畿大学学生部や学生厚生組合が対応する事項もある。このように、教職員組織による生活支援体制は整備され、運用している。

学生の自主的活動支援としては、クラブ・サークル活動、学園祭、新入生オリエンテーション、新入生歓迎会、短期大学部自治会、短期大学部学友会（同窓会）などがあり、これら活動の実施を支える支援体制が整備されている。特にクラブ・サークル活動や学園祭は全学共通で

規模も大きく、学生が主体的に参画できる環境が提供されている。

キャンパス・アメニティについては、総合大学のメリットとして学生ホール、書籍販売所、文具店、フィットネス施設、本館食堂、カフェテリア等の施設が充実している。「洗心の庭」などの憩いのスペースも整備されている。また施設のバリアフリー化や分煙化の促進等により、学生生活の質向上に資する環境づくりに努めている。

宿舎については、近畿大学全体として特定クラブ向け寮のみを設置しており、一般学生向け寮は設けていない。このため、学生部学生課が業者の紹介や宿舎のあっせんを行い、ホームページ等を通じた情報提供で必要な支援を行っている。

通学支援については、近鉄バス株式会社と連携し、近大シャトルバスを運行することで通学の便宜を図っている。また、単車・自転車通学を認め、駐輪場の設置・運用により通学環境を整備している。

奨学金等の経済的支援については、日本学生支援機構奨学金、地方公共団体・民間団体の奨学金、近畿大学奨学金、世耕弘一奨学金、災害特別奨学金、応急奨学金、給付奨学金等の外部・内部の各種制度を活用できる体制を整えている。本短期大学部として独自の特待生制度は設けていないものの、これら制度を通じて経済的支援を行っている。

健康管理およびメンタルヘルスケアについては、メディカルサポートセンター（KINDAI クリニック）が設置され、疾病や健康状態に応じて専門家が対応している。必要に応じて授業上の配慮についても教員と連携している。身体的・精神的健康の両面で学生を支援する体制は整っている。

学生の意見・要望の聴取については、短期大学部自治会の質問箱設置、短期大学部長会談での報告、オフィスアワー、初年次ゼミ（近大ゼミ・基礎演習）および演習、教員および学生センター職員による聴取など、複数の機会・場面を通じて意見・要望を把握し、必要な対応に努めている。

社会人学生については、若干名の募集を行っており、昼間・夜間に同一科目を開講する「受講時間自由選択制」を採用することで、社会人学生がライフスタイルに応じて履修できる体制を整備している。この制度は社会人学生のみならず、アルバイト等により学費を捻出している学生にとっても柔軟な履修を可能にしており、生活支援の観点から有効に機能している。

障がい者支援については、近畿大学全体で学生部、障がい学生支援委員会、各専門部会、ユニバーサル相談室を設置し、バリアフリー化の推進、相談体制の整備などを通じて受入れ体制を整えており、生活支援の基盤が確立されている。近年の事例として、聴覚障害のある学生に

対して、ノートテイクによる支援や音声を文章に即時変換する専用ツールの導入を実施した。このように、個々の学生の状況・ニーズに応じたきめ細かな支援も行うことができている。

留学生の受入れについては、第二部開講学部であるため、法令上認められていない。

長期履修生については、正規の長期履修制度を設けておらず、現状では留年・休学として取り扱っており、生活支援体制としての整備はなされていない。

学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対しては、大学全体で保険制度のサポートは行っているものの、本短期大学部独自の表彰や単位認定などの評価制度は設けていない。今後、社会的活動の評価や奨励策を検討することが課題である。

### ③ 基準:進路支援を組織的に行っている

#### [点検・評価の観点]

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科又は専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

#### <現状>

本短期大学部では、就職支援のための教職員組織として就職委員会(2025年度に進路指導委員会に改組)を設置し、学生の就職支援にあたっている。当委員会はキャリアセンターと連携し、ガイダンスや個別相談、決起集会等を通じ、学生の就職活動を支援している。第2セメスター時点で就職先未定の学生には、担当職員を付けたキャリアアシスタント制度を活用し、卒業まで継続的にサポートする体制も整備されている。なお必要に応じて進路支援組織の見直しを行い、適切な支援体制の維持に努めている。

就職支援のための施設としては、東大阪キャンパス内のキャリアセンターがあり、短期大学部学生も利用している。キャリアセンターでは、就職ガイダンス、業界研究会、課外講座、インターンシップ、TOEIC・MOS等の学内試験、模擬面接、グループディスカッション等、多様なプログラムを提供しており、20名以上のスタッフと専門キャリアカウンセラーが学生の相談に応じている。キャリア関連書籍・資料の整備も行われており、学生の主体的なキャリア形成を支援する施設機能が確立されている。

資格取得および就職試験対策の支援として、本短期大学部では主に講義科目を通じて支援を行っている。例えば TOEIC 対策として 1 年前期に TOEIC 入門、1 年後期に TOEIC 基礎、2 年前期に TOEIC 応用を開講しており、語学修得レベルに応じて学習できるようにカリキュラムを整備している。秘書コースに登録申込し所定単位を修得すれば「秘書士」の資格を取得することができる。また資格取得の参考として、学科目と関連する資格の一覧表を提示し、新入生オリエンテーションで配布している。加えて、前述した近畿大学キャリアセンターでは、ファイナシヤル・プランニング技能検定、販売士検定、簿記検定、秘書技能検定等の課外講座、業界研究フェア、筆記試験対策講義などを開催しており、短期大学部生も参加することができる。学内外の資源を活用した支援を行っている。

就職状況の分析については、1・2 年生対象の進路希望調査を実施している。特に 2 年生については進路決定状況や変更を記録し、個別支援に活用している。卒業時の就職状況も集計し、受験生向けの学部紹介パンフレットや在学生への進路指導資料として活用しており、次年度以降の支援に生かす体制が取られている。

進学・留学支援については、本短期大学部の学生の約 70%が 4 年制学部への編入学を希望しており、その支援に力を入れている。編入学対策として、編入学講座 8 科目の開講、外国文献講読科目による英語力強化、各学期の編入学模擬試験の実施、春休み・夏休み課題での英語力向上支援を行っている。さらに、編入学ガイダンスを履修登録期間中、9 月、11 月、6 月末と複数回開催し、受験に必要な履修科目選択支援や学部別の個別相談体制を整えている。また、総合大学のメリットとして、キャリアセンターの各種ガイダンス・業界研究会・課外講座等を利用でき、短期大学部独自の支援と併せて多層的な進路支援が実現している。

留学については、近畿大学の短期語学研修・留学制度を利用可能である。外国語科目の「海外語学研修」では留学先の評価をもとに単位認定を行う体制を整備している。

#### <4-4 「学生支援」における課題>

本短期大学部における学習支援、生活支援、進路支援は、総合大学の資源を活用し、組織的かつ多面的に実施されており、特段の大きな課題は認められない。今後は、既存の取り組みをさらに着実に推進し、支援の質の向上や実効性の強化に努めることが重要である。

#### <4-4 「学生支援」における特記事項>

特になし。

#### 4-5 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画

##### (a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

前回の自己点検・評価報告書では、学生のボランティア活動の推進を課題の一つとして掲げた。その後、学部長会談で学生自治会と意見交換を行い、自由科目での単位認定の可能性について検討を進めた。現段階では制度化や新たな取り組みの具体化には至っていないが、学生の社会的活動の促進に向けた取り組みの在り方について、引き続き検討を継続していく。

##### (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

本短期大学部では、教育課程の質保証と進化を図るため、以下の取り組みを中心に改善を進める。まず、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーについては、2025 年中に改訂案をまとめ、2026 年度から改訂版の運用を開始する予定である。これに伴い、短期大学部独自のアセスメント・プランも策定し、学習成果の可視化・評価指標の整備、大学本部 IR センターとの連携を強化し、データの活用と改善サイクルの実効性向上を図る。

また、卒業生・進路先アンケート調査については、調査の再開と回収率向上に努め、調査結果を委員会等での検討・教育課程改善に反映させる仕組みを整備していく。入試・広報については、アドミッション・ポリシーの改訂と連動し、制度の適正化と情報発信の強化を進める。特に新たに開始したインスタグラム等の SNS を含め、広報の効果検証を行い、引き続き受験生への情報提供の質的向上に取り組む。

学習支援、生活支援、進路支援については、現行の取り組みを着実に推進し、支援の質向上と実効性の強化を引き続き課題意識として持ちながら、状況に応じた改善に努める。

## 5. 教育資源

### 5-1 人的資源

#### ① 基準:教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している

##### [点検・評価の観点]

- (1) 短期大学及び学科又は専攻課程に必要な教員を配置している。
- (2) 短期大学及び学科又は専攻課程の専任教員又は基幹教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 教育課程編成・実施の方針に基づき専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）又は基幹教員とその他教員を配置している。
- (4) 専任教員又は基幹教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (5) 非常勤教員又は基幹教員以外の教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づき指導補助者を配置している場合は、適切に実施している。

##### <現状>

本短期大学部における必要な教員の配置については、教務委員会および学生センターが次年度のカリキュラムを検討する際に、必要な教員を確保できるかどうかについて確認を行う。新たな教員を配置する場合には、専任教員、非常勤教員いずれの場合においても、教授会で審議・決定する体制が確立している。2024年5月1日現在、専任教員は教授9名、准教授4名、講師1名の計14名が配置されており、教育課程を実施するうえで必要とされる人員を十分に確保している。

上記の専任教員数は、短期大学設置基準において定められた要件を満たしている。

教育課程編成・実施の方針に即した教員配置の点では、本短期大学部の教育目標や学習効果の最大化を意識した担当科目の配分を行っている。具体的には、経営学・商学・経済学といった専門科目は主要科目を中心に専任教員が担当し、共通教養科目や外国語科目は非常勤教員（兼任・兼担）を活用している。また経営学部など学内他部局からの兼任教員による授業提供も行われており、総合大学としての人的資源の共有を実現している。これにより、専門性と多様性の両立を図っており、教育課程の実施方針に適った教員配置が機能していることを確認するこ

とができる。

専任教員または基幹教員の職位が、短期大学設置基準の定める真正な学位や業績等の要件を満たしているかについては、「短期大学部専任教員資格選考基準」および「運用に関する教授会申し合わせ」に明示されているとおり、学術的業績や著作物、在任期間などに基づく明確な昇任・採用基準が設けられている。たとえば、教授の採用・昇任には「准教授または助教授在任期間における著書1冊および論文6編以上」等の条件があり、これらの基準に準拠して候補者の審査が行われている。審査は教授会および人事委員会の二段階で実施され、候補者の業績に対して主査・副査が評価報告を提出し、それに基づいて最終的な採否を教授会が決定する。2012年度以降の新規採用・昇任の実績も具体的に示されており、制度が実際に運用されていることが確認できる点も評価できる。

非常勤教員または基幹教員以外の教員についても、採用時に短期大学設置基準を準用しているかという点では、「短期大学部兼任教員（非常勤講師）資格専攻基準」や教授会申し合わせに基づいて、学位・研究業績・教育歴・実務経験・健康状態・年齢等の要素に配慮して採用が行われている。設置基準の趣旨を踏まえた採用基準が学内規程として整備され、かつ運用されていることから、非常勤教員の採用においても一定の質的担保がなされていると判断できる。

なお、教育に携わる指導補助者は配置していない。

## ② 基準:教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている

### [点検・評価の観点]

- (1) 専任教員又は基幹教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等）は教育課程編成・実施の方針に基づき成果をあげている。
- (2) 専任教員又は基幹教員は、科学研究費補助金等の外部資金を獲得している。
- (3) 専任教員又は基幹教員の研究活動に関する規程等を整備し、研究環境の整備に努めている。
- (4) 専任教員又は基幹教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員又は基幹教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員又は基幹教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (7) 専任教員又は基幹教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。

### <現状>

本短期大学部の専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等）は、教育課程編成・実施の方針に基づき成果をあげている。研究実績には個人差があるものの、専任教員各

自が研究分野に即した取り組みを継続的に行っている。各教員の研究成果は「research map」「近畿大学学術情報リポジトリ」「近大コメンテーターガイド」等を通じて公開されている。これらの公開体制は、教育課程との連動性や研究の透明性を担保するための仕組みとして有効に機能している。

科学研究費補助金等の外部資金の獲得状況については、近年、一部の専任教員において科研費の採択実績があり、研究代表者および分担者として複数年度にわたる研究活動が行われている。加えて、本短期大学部が所在する東大阪市との共同研究により外部資金を獲得した事例もあり、学内外における研究活動の展開が進められている。

研究活動に関する規程としては、近畿大学全体では21世紀教育改革委員会により「教育研究環境の整備に関する方針」が策定されている。この方針では、建学の精神を尊重しながら総合大学としてのスケールメリットを存分に生かし、各学部・研究科間を有機的に連携することで独自性のある質の高い教育研究推進体制を構築し、この教育研究体制をさらに発展させることとしており、本短期大学部もこれに則っている。具体的には、「校地・校舎の整備」「ネットワーク環境の整備」「学術情報資料の集積と活用」「教育研究活動の活性化」「情報倫理の涵養」「研究倫理の涵養」が謳われている。また配分研究費は「近畿大学配分研究費実施要項」に則って支出されている。同要項では配分研究費の目的として「近畿大学又は近畿大学短期大学部に属する専任教員の研究活動に要する経費を補助するため支出する」と定められており、本短期大学部の教員に対しても支出がなされている。また、各専任教員には研究室（約20㎡）が個別に与えられ、机・書架・パソコン等の基本設備に加え、必要に応じた追加備品の整備も可能とされている。これらの環境整備は、教員の研究活動を基盤から支える体制として一定の充実をみせている。

教員の研究倫理の遵守に向けた取り組みについては、文部科学省のガイドラインを踏まえ、全学的に「APRIN eラーニングプログラム（CITI Japan）」を活用した教育が2008年度より継続的に実施されている。本プログラムの受講は全教員が必須となっており、毎年全教員が受講していることを確認している。各年度において異なるテーマを必須科目として設けており、教員のみならず研究活動に関わる職員も対象として、定期的かつ組織的な教育を行っている。また、新任教員に対しては、過去の必須科目もあわせて受講させるなど、研究倫理教育の徹底が図られている。

研究成果を発表する機会の確保については、「短期大学部短大論集投稿規程」に基づき、年1回「近畿大学短大論集」を刊行している。投稿資格は専任教員および非常勤教員に限定される

が、分野に制約は設けられておらず、図書・論集委員会による原稿内容の承認・校正を経て刊行されている。また、同論集は国内外の研究機関等へ配布するとともに、近畿大学学術情報リポジトリにも掲載され、教員の研究成果を対外的に発信する手段として有効な機会が確保されている。なお2024年度は2名の退職者があり退職記念号を分けて刊行したため2号発行され、論文・研究ノート含めて計9点の掲載があった。

研究・研修を行うための時間的確保については、出講日を週4日とし、残りの1日を自宅研修日または学外出講日とすることで、授業期間中においても一定の研究時間が確保されている。授業担当と研究活動の両立を図るための制度的配慮がなされており、研究時間の保障についても一定の仕組みが整っていると評価できる。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程の整備状況については、「近畿大学研究休暇制度に関する規程」および「在外研究・出張規程施行細則」等の関連規程が整備されており、これに基づいて研究休暇や国際会議出席に関する制度運用が行われている。留学については、継続勤務年数や年齢などの条件を満たす者を対象に申請が可能とされ、派遣選考委員会の承認を経て研究に専念することができる。また、国際会議出席に関しても所定の学内手続きを経たうえで、研究費から渡航費等の支出が可能となっている。

### ③ 基準:学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している

#### [点検・評価の観点]

- (1) 事務職員等は、事務等をつかさどる専門的な職能を有している。
- (2) 事務職員等の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (3) 事務等関係諸規程を整備している。
- (4) 事務部署等に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (5) 日常的に業務の見直しや事務処理等の点検・評価を行い、改善している。
- (6) 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

#### <現状>

本短期大学の事務業務は「経営学部学生センター（短期大学部担当）」が担っており、学内の他学部と同様に、短期大学部専属の担当体制を構築している。

事務職員等の専門的職能について、2012年度より導入した全学共通システムを用い、マニュアルに基づく適切な運用が行われている。また、教務、学生支援、キャリア支援、図書館、情報システム等の各共通部門においても、本短期大学の学生に対応する体制が整えられており、

大学全体の職員がそれぞれの専門的職能を活かして業務に従事している。学生を対象としたアンケート結果をみると、事務職員に対する評価は概ね高く、業務が適切に行われていることがうかがえる。

事務職員等の環境整備については、全学的に導入されている目標管理制度に基づき、各部署単位で年度ごとに目標を設定し、職員が自身の能力や適性に応じた課題解決に取り組める仕組みが構築されている。さらに、1997年度以降の法人方針として、年齢や在留年数にとらわれない抜擢人事を行っており、職員の勤務状況・能力・成果を反映した柔軟な人事運用が図られている。

事務等に関する諸規程の整備状況については、「近畿大学学園例規集」に学園全体に関わる事務関連規程が体系的に整備されており、業務はこれらの規程および補完的な内規等に基づいて遂行されている。制度的な裏付けに基づいた運用が行われている点で、組織的・継続的な業務運営が担保されていると評価できる。

事務室や情報機器、備品等の整備状況については、本短期大学の事務室は経営学部と共用となっており、教職員数および業務内容に応じた機器・備品が適切に配置されている。通常業務に必要なOA機器や通信設備、什器類が整備されており、日常的な業務遂行に支障のない執務環境が確保されている。これにより、事務職員が安定的かつ効率的に業務を行える体制が維持されている。

日常的な業務の見直しや事務処理の点検・改善の取り組み状況については、各部署・部門において年度単位での目標管理がなされ、目標設定と進捗評価を通じた業務の検証が実施されている。また、防災・危機管理の観点からも、毎年の防災訓練やアカデミックシアターでの災害対策本部訓練、自衛消防隊向け訓練等が行われており、事務職員を含む教職員が災害時対応の知識を実地に学ぶ機会が確保されている。加えて、大学公式ホームページ上では、緊急時マニュアルが公開されており、学生対応に係る情報整備もなされている。

学生の成績記録の保管体制については、学部ごとに独立した教務事務体制が構築されており、学生の履修情報・成績情報については、所属学部の事務職員のみがアクセス可能となるセキュリティ設定がなされている。履修申告や成績報告は、SSL (HTTPS) による暗号化通信と個別のユーザーIDを用いたWebシステムにより運用されており、成績情報の適切な保管および情報セキュリティ対策が講じられている。

#### ④ 基準:学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している

#### [点検・評価の観点]

- (1) 教職員相互の役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保している。
- (2) 教育研究活動等に係る責任の所在は明確である。

#### <現状>

本短期大学部においては、教員と事務職員がそれぞれの役割に基づき協働し、学習成果の獲得に資する教育活動および学修支援体制を構築している。教員については、教育課程の編成、授業の実施、成績評価、学生指導等の各種業務分担について、学則、履修規程、各種委員会規程等に基づき明示されており、教授会や教務委員会などの会議体における審議・決定事項も、各規程に則って執行されている。事務職員についても、「近畿大学学園例規集」や関連内規等により、所属部署ごとの業務分掌および責任範囲が制度的に定められており、職能に応じた業務が適切に遂行されている。

こうした制度に基づき、教職員は役割分担の下で連携を図りながら業務を遂行しており、教育・学修支援の各場面において教職協働の体制が実効的に運用されている。たとえば、教員による個別の学修指導と、事務職員による履修・成績管理、キャリア支援や障がい学生支援等が連携して行われており、関係部署間の協働を通じて、学生への組織的な支援が提供されている。教育研究活動および学生支援に関わる教職員の責任の所在は、制度面・実務面の双方において明確化されている。教員には、授業担当者として、また学部各種委員会委員としての職責に応じて業務が割り当てられており、組織的な責任構造の下で業務を遂行している。事務職員についても、教務事務、学生記録の管理、学費・奨学金対応などの分野で、個々に業務と責任が分掌されており、業務執行における責任分担とその所在が、制度と実務の両面において明確に確保されている。

#### ⑤ 基準:教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している

#### [点検・評価の観点]

- (1) 教職員のSD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (2) 教員のFD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
  - ①教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (3) 指導補助者の研修に関する規程を整備し、適切に実施している。

#### <現状>

教職員のSD活動については、「近畿大学職員就業規則」の第7章「研修」の第46条に「法人

は、事務職員・技術職員・現業職員に対し、業務の円滑な運営を図り、かつ就業に関する知識を高め、技能・心得を習得させるために必要な研修を行う。」と定められている。教職員は、法人から研修を受講するよう指示された場合には、特段の事由がない限り指示された研修を受けなければならない。

教員のFD活動については、「短期大学部FD委員会規程」に基づき、体系的な取り組みが実施されている。FD活動の具体的内容としては、全専任教員に大学主催のFD研究集会および短期大学部主催のFD研修会への参加を義務付けている。研究集会の開催にあたっては、開催直前にリマインダーを送付するほか、授業等の都合により出席できなかった教員に対しては、動画や資料を配信することで、学習の機会を逃さないよう配慮している。

なお2024年度に開催されたFD・SD研修会は以下の通りである。

#### 【短期大学部FD・SD研修会】

- ・テーマ「Quizizz クイジーズの使い方」

日時：2024年4月10日(水) 16:45～18:15

講師：短期大学部准教授 武知薫子 氏

於：東大阪キャンパス 21号館 3階 LL 教室 1

参加人数：13名

- ・テーマ「さよなら基礎ゼミそして初年次教育は続いてく」(経営学部との共催)

日時：2025年2月19日(水) 15:00～17:00

講師：近畿大学経営学部教授 高橋愛典 氏

近畿大学経営学部教授 廣田章光 氏

近畿大学短期大学部教授 井田泰人 氏

近畿大学経営学部准教授 熊谷哲哉 氏

於：東大阪キャンパス 21号館 536教室 (Zoom併用によるハイブリッド開催)

参加人数：90名 (うち短期大学部教職員12名)

#### 【全学FD・SD研修会】

- ・テーマ「アントレプレナー教育の必要性」

日時：2024年6月28日(金) 15:00～16:00

講師：東京大学協創プラットフォーム開発株式会社マネージングパートナー 古川 尚史 氏

於：オンライン(Zoom)・オンデマンド配信

参加人数：688名（うち短期大学部教職員10名）

- ・テーマ「授業時間外学修の基礎知識」「授業時間外学修を意識した授業の実践例」

日時：2024年9月10日（火）14:00～15:30

講師：近畿大学 IR・教育支援センター准教授 竹中喜一 氏  
近畿大学国際学部准教授 山崎 泉 氏  
近畿大学工学部教育推進センター准教授 佐々木良勝氏  
近畿大学情報学部准教授 柏崎礼生 氏

於：オンライン（Zoom）・オンデマンド配信

参加人数：532名（うち短期大学部教職員10名）

- ・テーマ「3つのポリシーの達成度評価とその活用について」

日時：2025年3月3日（月）15:00～16:30

講師：大学改革支援・学位授与機構教授 蔦田敏行 氏

於：オンライン（Zoom）・オンデマンド配信

参加人数：653名（うち短期大学部教職員10名）

このほか、FD活動の一環として全科目を対象に授業評価アンケートを年間4回（前期・後期の中間および期末）実施している。教員はその結果に基づいて「リフレクションペーパー」を作成することで授業改善に取り組んでいる。アンケートの集計結果とリフレクションペーパーは、自己点検評価・FD委員会が取りまとめ、報告書として関係部署や図書館等で公開している。さらに、授業の質向上を目的として、短期大学部全教員を対象としたピア・レビューも行っており、特に専任教員には報告書の提出を課している。これらの取り組みにより、教員はFD活動を通して授業方法や教育内容の継続的な改善に寄与しているといえる。

指導補助者の配置は、本短期大学部の授業運営の特性により行っておらず、そのため当該に関する研修や規程も設けていない。

## ⑥ 基準：労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている

### 〔点検・評価の観点〕

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づき適正に管理している。

(4) 教職員の採用、昇任は就業規則、選考規程等に基づき適切に行っている。

#### <現状>

教職員の就業に関する規程については、「近畿大学学園例規集」の第5章「人事・給与」において「学校法人近畿大学職員就業規則」が整備されている。改訂にあたっては、従業員を代表する者の意見を聴取したうえで理事会において決定されており、労働関係法令に準拠した制度設計がなされている。

当該規程は、教職員が「近畿大学学園例規集」および例規検索システムを通じて随時閲覧可能となっており、就業に関する情報の共有体制が整備されている。また、規程の改訂時には「近畿大学学報」に掲載して速やかに周知を行っており、教職員に対する周知体制も適切に機能している。

教職員の就業管理については、上記就業規則をはじめとする関係諸規程に基づき、労働時間、休暇、サービス等の管理が適正に行われている。法令改正に伴う制度見直しも適宜実施されており、所轄の労働基準監督署への届出など、法令遵守の観点から必要な措置が講じられている。

教職員の採用・昇任については、就業規則および関係選考規程に則って実施されている。専任教員の採用・昇任は「短期大学部専任教員資格選考基準」等に基づいて審査が行われ、人事委員会による審議と教授会での決定を経て適正に運用されている。また、事務職員についても、人事方針に基づき能力・実績等を考慮した登用が行われており、制度的な根拠に基づいた人事管理が実施されている。

#### <5-1「人的資源」における課題>

教育課程編成・実施の方針に基づく教員配置については、特段の課題はない。

研究活動に関して、個人研究費制度や研究環境の整備、研究倫理教育、学術リポジトリ等の仕組みは整備されており、教員の教育・研究活動の支援体制は一定程度機能している。一方、科学研究費補助金等の外部資金の獲得状況については限定的であり、競争的資金の申請・獲得に向けた一層の支援や意識啓発が求められる点が課題として挙げられる。また、個々の研究成果の蓄積・発信については、継続的な促進が望まれる。

短期大学部担当の事務部署は経営学部学生センター内に明確に位置付けられており、業務の専門性や職能、就業管理、情報セキュリティ体制も整備されている。また、職員評価制度や研修制度等を通じて能力向上も図られている。記述から判断する限り、当該項目において顕著な課題は見られない。

教職員の役割分担と協働体制は、教育課程の実施や学生支援の場面で適切に機能しており、制度的な規程と運用を通じて責任の所在も明確にされている。現時点における明確な課題は特に見られないが、今後も業務内容の変化に応じた責任体制の継続的な見直しが必要である。

FD・SD活動に関しては、研修の制度化、参加義務、授業評価・リフレクション等が確立されており、記述上は継続的改善に向けた取り組みが確認できる。ただし、ピア・レビューが一時中断していたことから、今後は継続的な実施を通じて全教員の参加と質の担保を図ることが課題である。また、非常勤・兼任教員へのフォローアップ体制の実効性についても、引き続き検討の余地がある。

教職員の就業規則や人事制度は学園全体で体系化されており、規程の周知や法令遵守の体制も整えられている。教員および職員の採用・昇任も規程に基づいて適切に運用されている。当該項目に関しては、特段の課題は見られない。

#### <5-1「人的資源」における特記事項>

特になし。

## 5-2 物的資源

① 基準:教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している

### [点検・評価の観点]

- (1) 校地は、学生間の交流等が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境を持ち、その面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舍等の厚生施設を設けている。
- (3) 校舎は、教育研究に支障のないよう、教室、研究室等必要な施設を備え、その面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校舎の敷地には、学生が交流、休息等に利用するのに適当な空地を有している。
- (5) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づき教室は、講義、演習、実験・実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えている。
- (7) 専任教員又は基幹教員に対して研究室を整備している。
- (8) 専門職学科においては、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保している。
- (9) 通信による教育を行う学科又は専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (10) 教育課程編成・実施の方針に基づき授業を行うための機器・備品を整備している。
- (11) 図書館等を中心に教育研究上必要な資料を系統的に整備し、学生等に提供している。
- (12) 図書館等は、教育研究上必要な資料の提供に当たって必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めている。
  - ①購入図書等選定システムや廃棄システムが確立している。
  - ②資料の提供に関し、他の短期大学の図書館等との協力を努めている。
- (13) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

### <現状>

校地の環境および面積については、本短期大学部は近畿大学と校地を共用しており、その面積は短期大学設置基準を満たしている。学生間の交流等を十分行うことのできる教育環境が整

備されており、当該観点を満たしていると判断できる。

運動場、体育館、講堂、寄宿舎等の厚生施設については、Eキャンパスグラウンド、南グラウンド、東グラウンドなど、十分な運動施設を利用可能としている。記念会館および記念会館別館は、各クラブの大会や入学式や卒業式の学校行事で使用されている。11月ホールは多様な教育・課外活動の場として活用されている。また寄宿舎（学生寮）としてはスポーツクラブ生専用のものが設置されており、対象学生に対して一定の居住支援体制が構築されている。このように、総合大学としての強みを活かして、全体として本短期大学部の厚生施設は充実していると評価できる。

校舎の施設および面積については、近畿大学と共用する形で設置されており、短期大学設置基準を充足している。教室や研究室等、教育研究に必要な施設が確保されており、日常的な教育活動に支障が生じていないことから、当該観点を満たしているといえる。

学生の交流・休息に適した空地については、中庭にあたる「洗心の庭」をはじめ、緑化ゾーンが整備されており、ベンチ等も設置されている。これらの空間は、学生同士の交流や心身のリフレッシュを促す場として機能しており、教育環境の一部として適切に整備・活用されている。

校地および校舎の障がい者対応については、引き戸の設置や段差の解消といった対応が個別に行われている。すべての棟に車椅子対応トイレを整備し、キャンパス内にはオストメイト対応トイレやエレベーターも配置されている。また、バリアフリーマップの作成・周知が行われており、障がいのある学生への配慮が全学的に講じられている。当該観点への対応は十分であるといえる。

講義、演習、実験・実習、実技に対応する教室については、講義室や語学教育・情報処理用の演習室が必要な種類と数において十分整備されている。なお商経科としての講義特性から、実験・実習室は設置していない。

専任教員に対する研究室は、各教員に1室ずつ提供されている。電話回線、インターネット回線、空調設備等が備え付けられ、研究及び講義の準備、学生面談等に対応できる十分なスペースが確保されている。なお専門職学科の実習施設については、本短期大学部は該当しない。

通信教育を実施するために必要な施設については、通信制課程専用の事務局、学生ロビー、教材の保管・発送施設が整備されている。さらに、東大阪キャンパス内の語学センター、情報処理教育棟（KUDOS）、マルチメディア教室、中央図書館等の施設を、通学課程と同様に利用可能としており、必要な教育環境は概ね整っている。

授業を行うための機器・備品については、通常授業に使用する ICT 機器や教材の整備に加え、聴覚障がい学生の支援機器（ボイスレコーダー、電子メモ等）も備えられている。学生にはノートパソコン必携が求められ、BYOD 環境のもとでパソコンを活用できる学修空間が確保されている。Wi-Fi 環境もキャンパス内に整備されており、情報環境は良好であると評価できる。

教育研究上必要な図書資料の整備については、中央図書館およびアカデミックシアターに多様な図書・雑誌・視聴覚資料が体系的に整備されている。

図書館における資料提供体制としては、東大阪キャンパスだけでなく全キャンパスの蔵書が OPAC を通じて相互に利用可能となっており、電子ジャーナル、データベース、電子ブック等の整備に加え、SSL-VPN による遠隔アクセスを通じて、学外からの利用にも対応している。教員の選書制度、学生の推薦制度、現物選定制、選書ツアーなど、複数の選定手法が併用されており、教育課程に即した図書整備が図られている。さらに、除籍や廃棄についても内部規程に則り適切に運用されており、ブックリユースの導入など、資源の有効活用にも取り組まれている。また、大学図書館に所蔵がない資料については、他大学図書館や他機関からの文献複写や現物の貸借に対応しており、利用者が他大学図書館を訪問する際の紹介状の発行等も実施している。これらの取り組みにより、学外機関との協力体制が確立されており、資料の利活用促進に資するサービスが提供されていると評価することができる。

多様なメディアを利用して行う高度な授業については、本短期大学部では該当する学科目がないことから、現時点では実施していない。

## ② 基準:施設設備の維持管理を適切に行っている

### [点検・評価の観点]

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規程を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

### <現状>

固定資産管理規程、消耗品・貯蔵品管理規程等の整備については、「学校法人近畿大学経理規程」に基づき、「物件管理規程」「物件調達規程」「資産運用規程」が整備されており、施設設備

や物品管理に関する基本的な制度が確立されている。これらの規程に従い、機器備品や用品には管理番号が付され、適切な物件管理が実施されている。

施設設備、物品（消耗品・貯蔵品等）の維持管理については、前述の諸規程に基づき、日常的な点検・管理が実施されている。施設や設備に関する不具合には都度対応がなされ、資産管理の観点からも整備された運用体制が維持されていると評価される。

火災・地震対策、防犯対策に係る規程整備については、「近畿大学防火・防災管理規程」および「近畿大学警備規程」が整備されており、それぞれのリスクに対応した制度的枠組みが構築されている。これに基づき、キャンパスの安全性確保に向けた対応が計画的に行われている。

火災・地震・防犯対策に係る点検・訓練については、各事務室および研究室等に防犯システムが設置され、学内には十分な数の防犯カメラと警備員が配置されている。これらは年2回、外部委託による定期点検が実施され、不具合には即時対応する体制がとられている。防火訓練は年1回実施しており、警察署と連携した防犯講座の開催など、学生への啓発も行っている。加えて、警報ブザー、屋内放送、消火栓の動作確認を含む設備点検を年2回実施しており、外観機能点検は年2回、総合点検は年1回実施されている。これらの取り組みにより、危機対応能力の維持向上が図られている。

コンピュータシステムのセキュリティ対策については、学内の情報処理教室やオープンスペースの全PCにウイルス対策ソフトウェアを導入しており、OSやアプリケーションの定期的な更新を実施している。また、持ち込みPCが接続するネットワークには、透過型のウイルスチェックゲートウェイおよび検疫ネットワークシステムが導入され、学内感染防止の体制が整備されている。メールシステムにはGoogle Workspaceを採用し、Google社のスパム・ウイルスフィルタリング機能を通じて安全性を確保している。さらに、学内からの通信はファイヤーウォールを経由する構成となっており、不正アクセス防止が図られている。基幹システムのサーバは物理的に入退室管理が施されたサーバ室に設置され、加えてIaaS（クラウド）上のサーバも併用しており、多層的なセキュリティ対策が講じられている。

省エネルギー・省資源対策、地球環境保全への配慮については、「省エネルギー推進規程」を策定し、組織的な省エネ推進体制を整備している。各部門にはエコトレーナーが配置され、省エネルールブック「節電対策チャート」に基づく取り組みを教職員・学生とともに実施している。また「エネルギーの見える化システム」を導入し、エネルギー使用状況の分析とフィードバックを通じた効率的な運用が行われている。空調運転期間の制限、クールビズ・ウォームビズの実施、照明の間引き、便座の保温停止、エレベーターや自販機の間引き運用など、多面的

な省エネルギー施策が実施されている。さらに、照明機器のLED化や断熱フィルムの設置、空調設備の更新工事も順次実施されており、環境負荷の軽減に向けた継続的な取り組みがなされている。

#### <5-2「物的資源」における課題>

本短期大学部における物的資源の整備および維持管理は、教育課程の編成・実施に必要な施設・設備が短期大学設置基準に則り確保されており、校地・校舎・教室・研究室・厚生施設、障がい者対応、ICT環境、図書館機能など、いずれの観点においても概ね適切に対応されている。

施設設備の維持管理についても、管理規程に基づく資産管理、防災・防犯対策、情報セキュリティ体制、省エネルギー・環境保全への取り組み等が組織的に実施されており、継続的な改善も見られる。

これらの状況を踏まえ、物的資源に関しては、現時点で特段の課題はないと判断できる。

#### <5-2「物的資源」における特記事項>

特になし。

### 5-3 技術的資源をはじめとするその他の教育資源

① 基準:教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している

#### [点検・評価の観点]

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づき技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づき授業や短期大学運営に活用できるよう、情報機器の整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備し、適切に活用し、管理している。
- (7) 教職員は、新しい情報技術等を授業や短期大学運営に活用している。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

#### <現状>

本短期大学部では、技術サービスや専門的支援、施設設備の向上・充実を図っており、学生・教職員の ICT 活用を支える環境整備に努めている。研究や教育に必要となるネットワークインフラ、電子メールやファイルサーバ、Slack 等のコミュニケーションツールが整備されている。Slack は授業やゼミ、実習等の活用に加え、学生センター・キャリアセンター等による情報発信、各種申請手続きの電子化にも活用され、効率的な運用が図られている。また教育系システムの維持運用要員および技術支援補助員を常駐配置し、日常的なサポートやトラブルへの迅速な対応を可能にしている。

教育課程の一環として、学生には情報技術の向上を図るためのトレーニングを提供しており、2年間のカリキュラムにおいて、ワープロ・表計算・情報検索・プログラミング・情報倫理・報告書作成・情報処理資格取得等を学習する機会を設けている。教職員に対しても、システム導入や更改時には講習マニュアルとなる動画配信が行われ、必要な場合にはフォローアップも行われている。

技術的資源と設備の維持管理にあたっては、日次・週次・月次・年次・随時に分類した運用リストを活用し、PCの起動確認、ウイルス対策、ネットワーク疎通確認等を継続的に実施している。さらに、障害・保守対応の報告会や統計分析の定例会を通じて、不安要素の早期発見と

改善を図り、教育基盤の安定稼働に努めている。

技術的資源の分配についても、教育課程の実施方針を踏まえて毎年度見直しを行っており、教員からの要望に応じたソフトウェアの導入や、授業時間割との調整により、無駄のない資源配分を実現している。

教職員に対しては、教育課程の円滑な実施と短期大学の運営支援を目的として、教務システムを導入し、履修登録の Web 化、試験結果の登録、進級・卒業判定等の業務を効率化している。また、情報機器やソフトウェアは総合情報システム部が一括管理しており、5～6年ごとに機器のリプレースとアプリケーションの更新を行っている。

学習支援のための学内 LAN については、情報処理教室および教員研究室に教育系ネットワークを敷設し、高速インターネットによる教育研究活動を支援している。さらに、教務システムや e ラーニング、オンラインストレージ、電子メール、Slack 等は学外からもアクセス可能であり、学生の自学自習を支える環境が整っている。学内 LAN は、SINET データセンターと 10Gbps で接続されており、将来的なトラフィック増大にも対応可能なネットワーク構成となっている。なお、学生が利用する PC については BYOD (Bring Your Own Device) の推進、すなわち個人所有の端末による学びを前提とした教育環境となっている。また必要に応じて仮想デスクトップ環境も構築している。

教職員は、新しい情報技術を授業や大学運営に活用しており、学内に設置された情報処理連絡会を通じて、新技術の教育活用可能性を検討し、積極的に授業への導入を行っている。情報処理担当者は、今後もコンピュータ利用技術の向上に努める方針である。

特別教室の整備については、コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等を備えていたが、前述の通り BYOD の推進に伴い、これらの教室に常設されていた PC は撤去されている。現在では、無線 LAN 環境や電源設備を整備し、学生が自身の端末を活用して学習できる環境へと再構成されている。情報教育に必要なアプリケーションやクラウド環境も適切に整備されており、教育課程の遂行に支障は生じていない。

### <5-3 「技術的資源をはじめとするその他の教育資源」における課題>

技術的資源等の教育資源について、現時点では特段の課題はない。ただし、仮想デスクトップ環境の整備や音声・映像を活用した学習の拡大に伴い、ネットワークトラフィックの増大が予測されることから、今後も継続的に学内ネットワークの最適化に取り組む必要がある。

### <5-3「技術的資源をはじめとするその他の教育資源」における特記事項>

BYODの推進と仮想デスクトップ環境の整備により、場所や端末に依存しない柔軟な学習環境を構築している。また、SlackなどのICTツールを教育や学生支援、大学運営に幅広く活用しており、技術的資源の高度な運用体制が整えられている。

#### 5-4 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画

##### (a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

学生参加による防災訓練が実施されていないとの指摘があったため、学生も参加する訓練の実施について検討する。

##### (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

防災訓練については、コロナ禍にあつて、学生が参加する対面形式での実施が困難な状況にあった。このため防災意識の向上と初動対応能力の習得を促すため、「教養型防災訓練」の導入を行った。具体的には、インターネット上で公開されている防災教材を活用し、学生が自発的に学習できるオンデマンド形式で実施している。また出席確認を兼ねた理解度確認テストもあわせて実施している。

## 6. 前年度報告書に対する指摘と対応

### 6-1 ベネッセコーポレーションによる外部評価

2023年度自己点検・評価報告書に対して株式会社ベネッセコーポレーション山崎昌樹氏より外部評価を受けた。外部評価では総合評価としてS（達成度が極めて高い）を受けており、至急改善を要するような大きな問題はなかったが、指摘事項が以下の3点あった。

- ① 単位認定・卒業認定・修了認定の周知・点検・改定について、「社会環境」として企業や自治体の意見の反映を取り入れてはどうか
- ② シラバスの運用において「教務委員会委員や学生センター職員によるチェック」が入る仕組みの成果の検証・可視化
- ③ FD・SD研修会の参加状況などの総括

これらの指摘に対して、2024年9月2日に自己点検評価・FD委員会内で議論を行った。①については、以前に卒業生の就職先・編入学先にアンケートを行っていたことがあり、これをまた行ってはどうかという意見、今回の外部評価自体が企業の意見に該当するためこれを次年度報告書に反映してはどうかという意見があった。②については、チェックした日、担当者数、チェックした科目数などを今後の自己点検・評価報告書に記録として残していくこととなった。③FD・SD研修会の参加状況について今後の自己点検・評価報告書に記録として残すこととなった。

これらの指摘を受けて、②と③については、本報告書の該当箇所にシラバスのチェック体制およびFD・SD研修会の参加状況について記載した。

### 6-2 全学教学運営会議における意見交換

次に、外部評価および自己点検評価・FD委員会での議論を受けて、2024年9月17日に開催された近畿大学全学教学運営会議において、稲葉短期大学部長より短期大学部自己点検評価に関する報告が行われ、次いで意見交換が行われた。意見交換での主な指摘事項をまとめると以下ようになる。

- ① 通信教育課程の短期大学部についても記載するよう指摘を受けていたが、まだ自己点検・評価報告書に記載できていない。
- ② 短期大学部のディプロマ・ポリシーは評価しづらいと感じる。
- ③ 今回のベネッセによる外部評価自体を「社会環境」として企業の意見にするのは難しい

①については、短期大学部は通学課程と通信教育課程を設置していることを踏まえ、今後の自己点検・評価報告書は通信教育部学生センターと共同で作成することとなった。また協働での作成に向けて、経営学部学生センター（短期大学部担当）および通信教育部学生センターで意見交換が行われた。ただし本報告書では、通信教育課程の短期大学部については触れられていないため、次年度の報告書で対応する。

②については、2025年2月に教務委員会と自己点検評価・FD委員会の合同委員会を開催し、履修系統図を活用した教育課程の検証及び改善を主題として議論した。委員会では主に「履修系統図とシラバスの整合性」「履修系統図の運用方法」「ディプロマ・ポリシーの解釈・運用」に改善の必要があることを確認した。これら合同委員会での指摘を受けて、2025年度現在、3つのポリシーの一体的な改定および短期大学部独自のアセスメント・プランの作成の作業を進めているところである。

③については、企業からの外部評価への対応について、短期大学部は2023年度自己点検評価報告書でベネッセからの外部評価を初めて受けたが、将来的には毎年実施している外部評価委員会において大学・短期大学部ともに外部評価を受ける予定となっている。

作成 近畿大学短期大学部自己点検評価・FD 委員会